



つながる力  
豊かさ開拓  
山の湊しんしろ

第2次新城市総合計画  
中期基本計画

計画期間：令和5年度～令和8年度  
新城市 令和5年3月



平成 17 年 10 月の市町村合併以来、新市の一体化に向けた取組みを進めながら、新たに策定された第 1 次新城市総合計画にもとづき、平成 20 年 4 月より、～自治のまち・自立のまち・未来に引き継ぐまち～「<sup>ひと</sup>市民がつなぐ <sup>みなと</sup>山の湊創造都市」を掲げ、市民満足度を高める各種施策、行政サービスの推進に取り組んでまいりました。

令和元年 4 月からは、第 1 次新城市総合計画期間に築いてきた市民のつながりを力に変え豊かさを切り拓いていくことで、「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を将来像とした 12 年間の第 2 次新城市総合計画がスタートしています。

そしてこのたび、令和 3 年度末に実施した市民満足度調査により、公共サービスの満足度やまちづくりについての考えなどを把握し、分析と検証をもとに中期基本計画(令和 5 年度～8 年度)を策定いたしました。

この間、全国的に進んできた少子高齢化と人口減少は避けられない現実であり、正面から向き合っこそ新しい知恵や工夫が生まれるはずであると考え、この中期基本計画の推進にこそ、人口減少時代を生き抜く道があると信じ実行してまいります。

また、持続可能な地域社会を今一度作り直していくための取組みとして、政策目標を横断的に結びつける政策横断重点戦略を掲げています。行政経営の方針に掲げた施策も含め本計画の推進力となるのは庁内部局間の連携強化であり、全職員が部局の枠にとらわれることなく目指すべき将来像の実現に向け取り組んでまいります。

令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症の想定外の長期化や、国際情勢の不安定化などにより、現在の私たちの暮らしを取り巻く環境は様変わりしました。また、デジタル化と脱炭素社会の実現という時代の要請も相まって、行政運営においても、次元の高い発想や取組みが求められています。目まぐるしく変化する時代に対応しながらも、「少子高齢化と人口減少に負けないまち」づくりを進めていくために、市民と議会の皆様と共に考え、丁寧な計画推進を心がけてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



令和 5 年 3 月

新城市長 下江 洋行

# 目次

1	概要	1
2	社会情勢の変化	2
3	前期基本計画の評価	4
4	人口	5
5	地域経営ビジョン	6
6	行政経営ビジョン	7
7	進捗管理	13
8	政策横断重点戦略	14
9	SDGsと第2次新城市総合計画との関連性	17
10	個別計画	18
	目指すべき姿Ⅰ 個性輝く多様な「ひと」が活躍しています	21
	目指すべき姿Ⅱ 快適で潤いのある「ちいき」に暮らしています	37
	目指すべき姿Ⅲ 活力にあふれた「まち」になっています	53
	行政経営の方針 「ひと」「ちいき」「まち」の姿、目標、施策を 達成するための行政経営の方針	69
	資料編	81

# 1 概要

## (1) 計画策定の目的

令和元年度から令和12年度の12年間の総合計画期間中に起こりうる社会経済状況の変化や市長マニフェストの反映等に迅速かつ的確に対応しながら計画を進めるため、「前期」「中期」「後期」と分けた基本計画を策定します。基本計画は、基本構想に示した考え方の根拠や政策目標に基づいた施策を体系的に整理し、施策の基本方針や目標等を明らかにします。

前期基本計画…令和元年度から令和4年度	(4年間)
中期基本計画…令和5年度から令和8年度	(4年間)
後期基本計画…令和9年度から令和12年度	(4年間)

中期基本計画では、基本構想で示した本市の将来像『つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ』を実現するため、3つの「目指すべき姿」と「行政経営の方針」、それらに繋がる「16の政策目標」と「54の施策」に体系化しています。

また、引き続き、特に重点的に取り組むべき分野を「政策横断重点戦略」として位置づけ、計画的、優先的な予算配分などにより強力に推進していきます。

## (2) 計画策定の考え方

中期基本計画は、前期基本計画で定めた59の施策の目標及び方針の達成状況を検証し、中期基本計画へ引き継ぐまちづくりの課題をはじめ、社会情勢の変化を踏まえた施策体系を組み立てました。

そして、令和5年度から令和8年度までの4年間の施策の方針や目標を明らかにし、本市のまちづくりを計画的に推進するため、前期基本計画を改訂し「中期基本計画」を策定しました。

## 2

# 社会情勢の変化

## (1) 多様性を踏まえたまちづくり

急激な人口減少社会の進展や少子高齢化、経済社会のグローバル化やロシアのウクライナ侵攻による世界的な経済危機等、社会情勢は大きく変化しています。

このような中、活力があり、持続可能な地域社会を実現するために、年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認等に関わりなく、多様性を認め合い、一人ひとりが尊重され、あらゆる立場の人々が、個性と能力を十分に発揮することができるダイバーシティ社会の実現を目指します。

## (2) 新型コロナウイルスの感染拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の出現に伴い、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防対策が求められるようになりました。自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないように国では、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議での見解を踏まえ、「新しい生活様式」の実践例を公表しました。感染予防について市民一人ひとりが日常生活の中で心がけるとともに、事業者や本市を訪れる旅行者等に対しても安全安心な環境を確保するため、感染症対策を徹底することが求められています。

## (3) 地域共生社会の構築（重層的支援体制整備）

地域共生社会の実現のための包括的な支援体制の構築に向けて、社会福祉法が改正され令和3年4月に施行されました。具体的には、分野・属性に関わらずワンストップで相談を受ける「相談支援」、多様な資源開拓を行い社会とのつながりを回復する「参加支援」、顔が見え気かけ合えるまちづくりで社会からの孤立を防ぐ「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施を推進します。この推進役として、アウトリーチ等を通じた継続的支援とともに、専門機関との協働・調整から終結までのコーディネート機能を兼ね備えた「コミュニティソーシャルワーカー」を設置します。

## (4) カーボンニュートラルの推進

現代の生活や社会経済システムによる人間活動の拡大は、地球環境へ大きな負荷をかけており、排出された温室効果ガスの増加による地球温暖化問題が顕在化し、本市においても、気候変動によると考えられる多大な被害が発生しています。このような状況を少しでも改善し、持続可能な地域社会を構築していくため、本市の特性等を踏まえながら、カーボンニュートラル（脱炭素）に向けた取組みの促進を図っていきます。

また、省エネルギーのまちづくりの推進と合わせ再生可能エネルギーの導入を促進することや、自然環境の保全、地球温暖化対策について、全市的な機運を醸成しながら一層強化することにより、美しい景観、豊かな自然環境が共存するまちづくりを進めます。

## (5) デジタルの活用による持続可能な地域社会を実現

現在、地方では高齢化や過疎化が進んでおり、都市圏との経済的・社会的な格差が深刻化しています。

こうした地域格差を是正するため、「デジタル田園都市国家構想」においてデジタルの実装に重点が置かれ、デジタルは地方の社会課題を解決する鍵であるとされています。このため、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方でデジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に推進していく必要があります。

本市においても、デジタル技術を活用し、より効果的に地域の課題解決・魅力の向上などに取り組んでいきます。

## (6) 人口縮減時代を見据えた新たな自治体行政のあり方

急激な人口減少・少子高齢化が進む状況の中、行政サービス分野においても働き手の減少は深刻化することが予想されます。限られた職員や財源で必要な行政サービスを維持しつつ、多様性のある社会へ対応するためには、ICTを活用した大幅な業務効率化が必要です。

さらに、市民の生活の質の維持向上を図るためには、経験だけに頼るのではなく、情報（データ）に基づいて現状（特性や課題）を明らかにすることや、情報そのものを市民サービスに活用することが重要となります。

### 3 前期基本計画の評価

前期基本計画では、59ある施策の進捗や達成度を把握するため、2つの指標を設定しました。ひとつは、市民5,000人を対象とした市民満足度調査結果による「市民満足度」、もうひとつは事業の進捗や結果を把握する「成果（活動）指標」です。

#### 市民満足度

令和3年度に実施した市民満足度調査において、42ある項目のうち、34の項目で前回より満足度が上昇しました。特に、福祉・健康分野と安全安心対策分野ではすべての項目において上昇しています。

前期基本計画の各施策の進捗を図るために設定した36の項目のうち、目標値を上回っていたものは22項目でした。また、前回の満足度調査の数値より上昇しているものの、施策の目標値を達成できなかったものは8項目ありました。

#### 成果（活動）指標

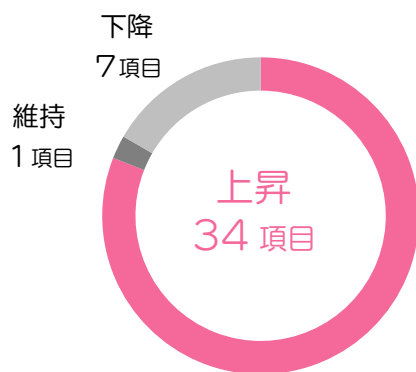
103項目ある成果（活動）指標のうち、39項目が目標達成しており、全体の37.9%となっています。

政策目標の「子育ての安全安心を守ります」や「居心地の良い暮らしをつくります」においては、目標を達成または概ね達成できたものが多くあります。行政経営の目標においては、行政経営目標の「公共私を支える人材となります」で比較的多くの目標が達成できています。

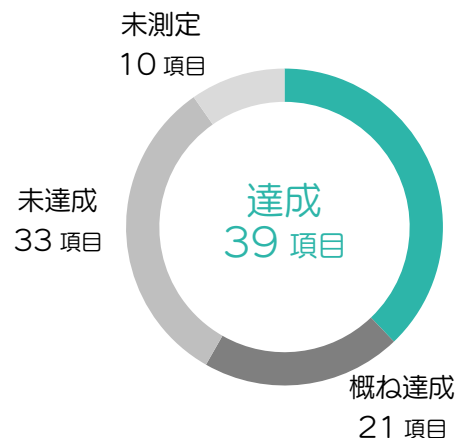
令和2年に入り新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、行事への参加制限や中止等があり、「参加者数」等を成果（活動）指標に設定している施策は、目標を達成することができませんでした。

中期基本計画では、施策の進捗や達成するための活動、また先に述べた社会情勢の変化等を鑑み、成果（目標）指標の見直しを行いました。

【市民満足度 前回との比較（全42項目）】



【成果（活動）指標（全103項目）】





# 4 人口

## (1) 人口の見通し

平成31年3月に策定した第2次新城市総合計画前期基本計画では、平成22年国勢調査人口を基礎数値とした新城市人口ビジョン（平成28年2月）を平成27年国勢調査人口により補正し、令和12年の新城市の人口を40,564人と推計しています。

その後、令和2年3月に策定した新城市人口ビジョン（改訂版）では、コーホート要因法に使用した計算数値である「合計特殊出生率」を令和22年に人口置換水準である2.07を目標として設定し、「社会増減の移動率」は、令和12年以降移動率ゼロの維持を目標に、基礎人口を平成27年国勢調査人口に置換し再計算しています。

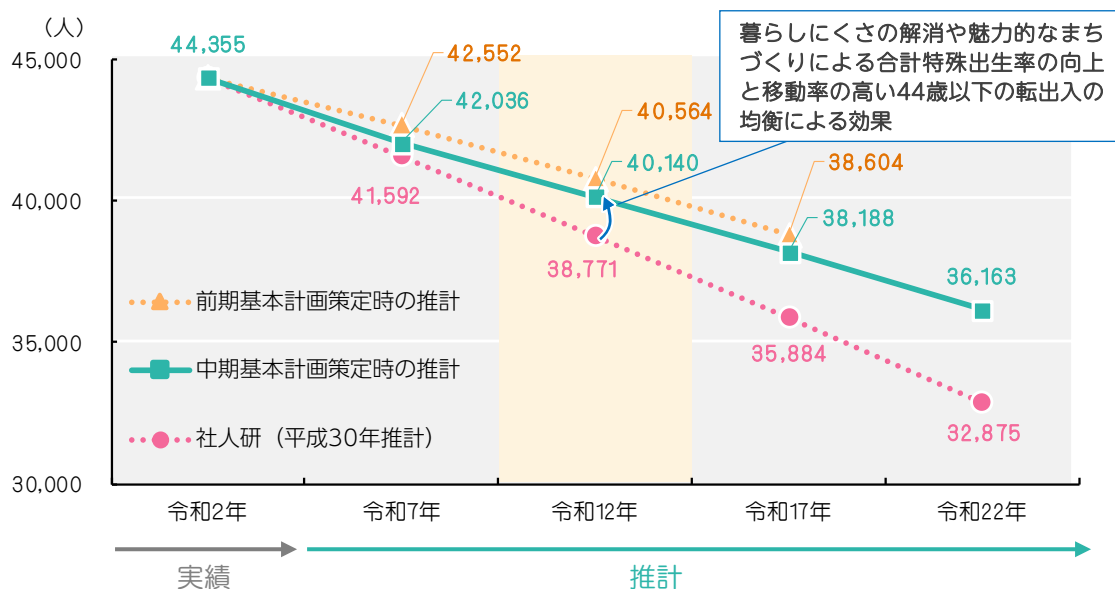
中期基本計画策定時点において、これまでと同様の考え方により、直近の国勢調査人口（令和2年10月）の基礎数値による補正を行い、人口を推計した場合、令和12年の新城市の人口は40,140人となりました。

## (2) 将来想定人口

今回策定する第2次新城市総合計画中期基本計画においては、これまでと同様、将来人口推計をしっかりと受け止め、今後も進行する人口減少を受け入れながら、それに適応するまちづくりをしていく必要があると考えています。基本構想及び前期基本計画で示されている「はつらつ世代」の設定や『つながる市民』の考え方を踏まえ、引き続き定住人口の増加を目標とはせず、現状維持さえも困難であるという現実を受け入れて、それに対応できる「ひと」づくり、「ちいき」づくり、「まち」づくりに継続して取り組むことで、定住人口の減少の速度を緩和させ、ゆっくりと着実に「バランスのとれた年齢構成への転換」を進めます。

そうした取り組みの結果として、定住人口の維持・確保につながることを期待し、第2次新城市総合計画中期基本計画における将来想定人口は、引き続き41,000人と定めます。

【国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計、前期基本計画策定時、中期基本計画策定時の推計人口】



# 5 地域経営ビジョン

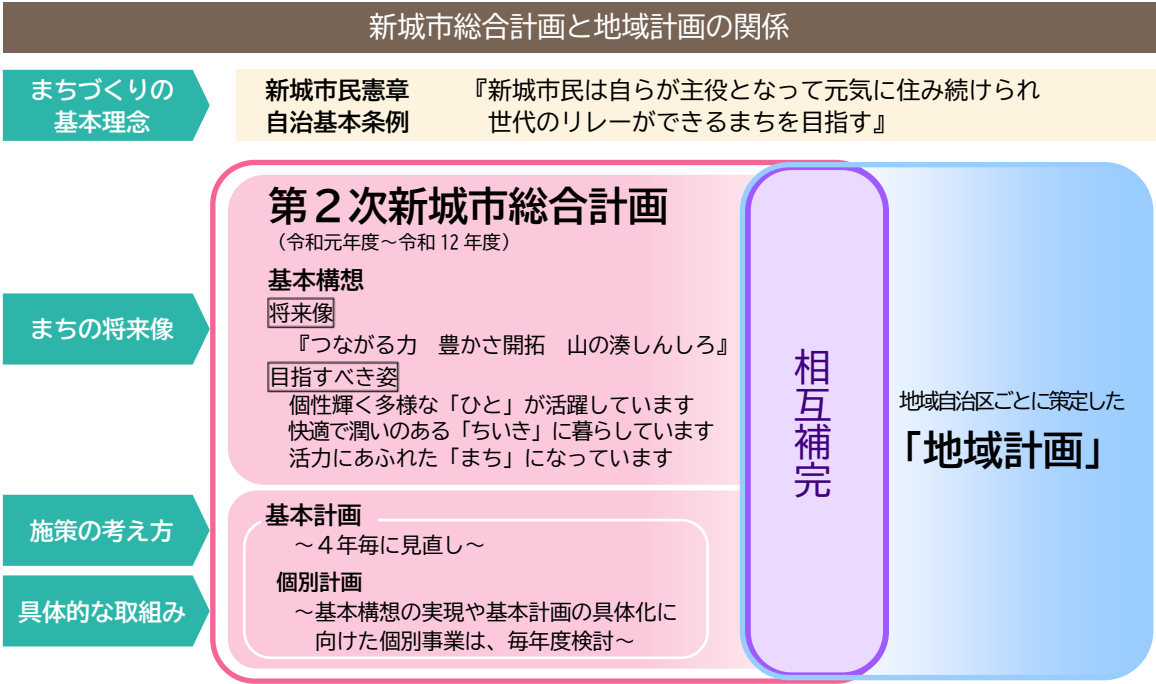
## 地域マネジメントの推進

第2次新城市総合計画は、新城市自治基本条例に基づき、市民等との協働のまちづくりの指針として市民憲章の理念を踏まえ策定しています。また、自治基本条例に定める地域自治区において、各地域協議会が地域の将来像の実現に向けた「地域計画」を策定しており、総合計画と地域計画は相互補完の関係性を保ちながらまちづくりを進めています。今後も進む少子高齢化や人口減少によって、行政だけでは対処することが困難な多様な課題が生じ、地域自ら課題の解決に向けて取り組むことが必要とされています。

自治基本条例に基づく地域自治区制度が平成25年度からスタートして10年が経ち、本市は引き続きこの制度を運用し、地域住民主体の計画的な地域づくり活動を支援していきます。地域自治区を中心とした地域づくり活動の充実を図るためには、市内10地区の地域自治区ごとに策定した地域計画に掲げている事業が達成されるよう、マネジメントサイクルによる進捗管理が求められます。

本市では、地域が作り上げた計画に掲げる事業を推進していく人、あるいは事業の推進組織を継続的に確保するため、令和3年度から地域自治区ごとに地域計画を推進する仕組みや組織づくりの検討が始まりました。この仕組みや組織は、単に地域計画を推進することだけにとどまらず、多くの人に関わることでさらなる自治の充実・強化につながり、いずれは、地域のまちづくりの主体的な組織となって地域計画の実施を中心となってマネジメントしたり、地域の経済循環や賑わいをもたらすようになることが期待されています。

今後も、これまで積み上げてきた市民自治が根づくまちづくりへの取組みをさらに発展深化させるため、社会環境変化に対応した制度の検証と改善を重ねるとともに、自治の取組みの情報を多くの市民に届けていきます。



## 6

## 行政経営ビジョン

## (1) 財政ビジョン

目標 将来に責任を持つ行財政運営をします

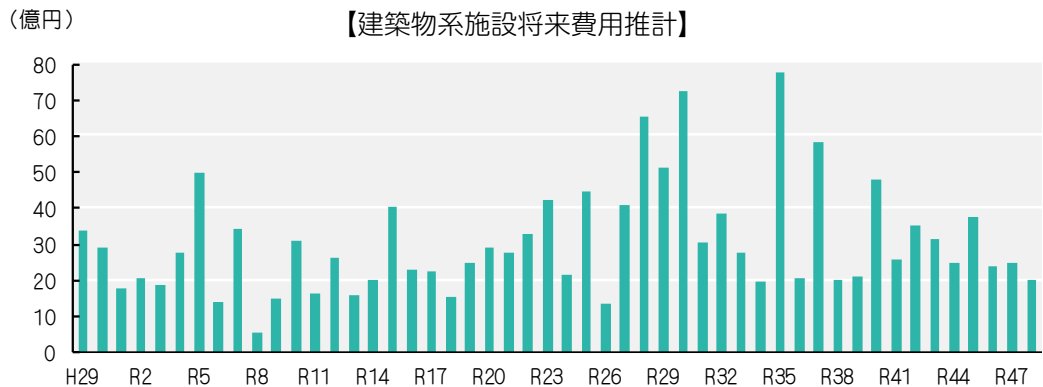
## ① 財政上のリスク要因

## ア 人口減少（特に生産年齢人口の減少）からくる税収減

本格的な人口減少時代を迎え、特に生産年齢人口の減少からくる税収減は、もともと自主財源の乏しい本市にとって、持続可能な財政運営の根幹を揺るがす極めて大きなリスクになります。

## イ 公共施設の維持管理に係る財政負担の増大

昭和50年代から平成初頭にかけて整備した公共施設が多く存在しており、これらの施設は、近い将来一斉に更新時期を迎えるとともに、老朽化に伴って施設の維持管理に係る経費もますます増加し、財政的に大きな負担となることが予想されます。



出典：新城市公共施設等総合管理計画

## ② 今後の取組みの方向性

人口減少と高齢化の進行等をはじめとする社会経済環境の変化は、財政構造の硬直化など財政運営を厳しくすると見込まれています。そのため、施策や事務事業については、不断の見直しと一層の選択と集中が必要となります。

また、道路、橋梁、水道施設や建築物などの公共施設の維持、老朽化対策により安全安心や快適な暮らしを守ることも重要な課題です。

さらに、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動が大きなダメージを受けており、市税の減収や老朽化した公共施設の維持管理費用の増加など従来からある課題も継続しているため、これまでと次元の異なる極めて厳しい財政運営となることが予想されます。

将来に責任を持つ行財政運営を進めるためには、本市の財政運営上の実質的な姿を直視し、市民サービスを低下させることなく諸事業を推進するとともに、将来負担の圧縮を図り、持続可能な地域づくりに邁進できる財政構造に転換を図る必要があります。

そこで、引き続き第2次新都市総合計画を邁進できる財政基盤を構築するとともに、実効性を伴った財政運営ガイドラインの設定項目である「ア 財政調整基金等の残高」、「イ 地方債残高（地方債発行額の抑制）」、「ウ 中期収支見込みによる分析」を重点的に進め、持続可能な財政運営を行っていきます。

### ア 財政調整基金等の残高

緊急時の機動的な財政支出や大規模事業への対応、急激な税収の落ち込みなど、将来のリスクへの備えとして、毎年度生じた決算剰余金を基金への積立もしくは取崩しの抑制に活用します。

### イ 地方債残高（地方債発行額の抑制）

地方債は、市民負担の世代間公平の調整や年度間の財源調整などの機能があることから、事業内容等に応じて一定の地方債の活用が必要です。しかし、安易な地方債の発行は、後年度に過重な負担を強いることにつながることから、地方債の発行と返済のバランスをとり、適切な地方債残高の管理が必要です。これまでは、プライマリーバランスを保つ（地方債借入額を元利償還額以内とする）ことで地方債残高の抑制を図るとともに、地方債発行の際は交付税措置のある有利な地方債の借入れを行ってきました。しかしながら、交付税措置率の高い有利な借入れであったとしても、元利償還金のうち交付税措置以外の部分は一般財源で措置しなければならず、これが積み上がると一般財源を圧迫することになります。

今後、歳入一般財源の減少は避けられない状況であることから、地方債発行と地方債償還のバランスをとることを目的として、地方債発行額の抑制に努めることとします。

### ウ 中期収支見込みによる分析

これまで本市では、地方交付税の合併算定替による増額分の縮減の開始、集中する大型事業による財政負担の増加、地方創生に向けた財源の確保を踏まえ、平成28年度に令和10年度までの長期財政推計を作成しました。その後、第2次新都市総合計画が策定され、その着実な推進を図る中、地方交付税の合併算定替えの終了、新型コロナウイルス感染症の影響など、市財政を取り巻く環境が大きく変化し、今後さらに厳しい財政運営を強いられることが見込まれています。これらのことを踏まえ、財政運営ガイドラインを確実に遵守し、将来にわたる財政運営の持続性をより高めるために、中期収支見込みを策定することとします。

各種指標のチェック・分析を実施し、毎年収支見込みを更新しながら次年度の予算編成に反映させていきます。

## (2) 組織ビジョン

目標 挑戦できる組織にします

### ① これまでの取組み

本市では、平成27年度から令和元年度までを計画期間とした新城市行政改革推進計画（第2期計画）に沿って、自立・持続可能な自治体経営や市民の政策参加、市民満足度の向上を目指し、行政改革に取り組むとともに、取組み状況の「見える化」に努めてきました。

また、令和4年4月には令和4年度から令和8年度を計画期間とした第3期の新城市行政改革推進計画を策定し、引き続き、持続可能な行政運営の実現を目指し、取組みを推進していくこととしました。この推進計画に基づき、5つの行政改革基本項目と14の推進項目を定め、徹底した事務事業の見直しや事務の効率化・適正化等絶え間ない行政改革に取り組んでいます。

### ② 今後の取組みの方向性

少子高齢化の進展や経済情勢などの様々な変化があっても、行政サービスは、持続的かつ安定的に提供していかなければなりません。一方、行政の経営資源（ヒト・モノ・カネ）にも限りがあり、必要な施策を推進するためには、徹底した事務事業の見直しや事務の効率化・適正化等絶え間ない行政改革に取り組む必要があります。あわせて、若手職員が仕事に果敢に挑戦できる職場の雰囲気をつくり、経験を増やすことでエンゲージメントを高める環境づくりを行います。

また、日々進化するICT等の新しい技術を活用した業務の効率化や市民の利便性の向上に取り組む、業務改善による事務のスリム化と市民サービスの向上を目指します。

さらに多様化・複雑化する市民ニーズや社会的課題に対応するためには、ひとつの自治体だけでは解決が困難な課題もあり、広域的な取組みや、地域や大学、民間企業等、様々な団体と連携して取り組むとともに、行政経営の効率化等が見込まれるものについては、SDGsの視点を考慮しながら、関係団体とのネットワークを活かし共同での事務処理等を進めます。

### (3) 人材ビジョン

目標 公共私を支える人材となります

#### ① これまでの取組み

本市では平成23年12月、「新都市人材育成基本方針」を定め、求められる職員像を「市民価値を高めることのできる職員」とし、「地域経営」「市民との協働」「安全安心」の3つの視点を兼ね備えた職員の育成を目指すとともに、職員の「求められる能力、行動」を明示しています。

この人材育成基本方針を礎にした人材育成基本方針アクションプログラムでは、重点的に取り組む研修を実施することにより、職員一人ひとりの意欲と向上心を保持し、必要な能力の定着・向上を図ってきました。また、各年度の研修計画では、組織・職場を構成する一員としての責任と自覚を常に意識する能力を育成することを目指してきました。一方、働き方改革では、コロナ禍から進展したテレワークなどの推進を図ることで、ワーク・ライフ・バランスを安定的・継続的に取り組むことが必要です。

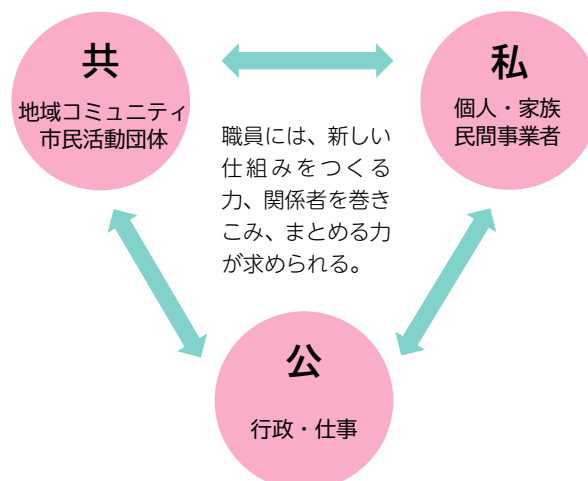
#### ② 変化する社会に対応した取組みの方向性

人口減少や少子高齢化の進展、コミュニティの希薄化、グローバル化などの社会経済環境の変化は、市役所の仕事内容や職員の働き方に大きな影響をもたらします。

そうした中、若年労働者の減少は深刻であり、本市に限らず避けがたい課題のひとつです。行政の経営資源（ヒト・モノ・カネ）が大きく制約される社会が到来する中で市民ニーズに的確かつ迅速に対応していくためには、既存の制度・業務を大胆に再構築しなければなりません。

前例や固定観念に縛られない発想、行政の経営資源の最大限の活用と新しい資源の創出、市民や民間との連携（公民連携）などを推進していくことが必要です。

職員には、これまで以上に、行政や地域を経営するという意識と、「ひと」「ちいき」「まち」をつなげる能力を備えることが求められます。人とのつながりや自己を顧みる時間ができ、「自分」をつくり出す必要性が高まりました。そのため、人生100年時代に地域でどう暮らせば豊かに暮らすことができるかを問いかけ、自身の働き方はもちろん、家族や地域社会での暮らし方、社会とのつながり方など、「生き方」そのものを意識した「公共私を支える人材」の育成に取り組んでいきます。



### ③ 職員育成の方向性

#### ア 市民価値を高めることができる職員の育成

##### ○ 人材の確保

若年労働者の減少に対応するために、柔軟な任用・勤務形態に配慮するとともに、SNSを活用した採用情報をはじめ、インターンシップや職場体験などを通じて市役所で働くことの魅力を発信します。また、定年引上げを見据えた定員管理や即戦力が期待できる社会人採用など、採用試験制度の改革に努めます。

##### ○ 人材の育成

研修制度の充実と自己啓発を推進し、基礎的な能力の向上を図るとともに、時代の変化により求められる応用力を養うため、職場内研修の推進や外部の専門研修機関への派遣に加えて、外部団体等への派遣を取り入れ、政策形成能力を養成していきます。また、地域自治区の進展により地域や市民とのつながりが求められていることから、地域の魅力を引き出せる人材を育成し、さらには職務外において、公益性が高く地域貢献活動に従事することができる職員の育成に努めます。

##### ○ 職場環境の整備

健全で働きやすい職場環境をつくるために、超過勤務の縮減、メンタルヘルス及びハラスメントの防止、不当要求への対応に努めます。働き方改革に基づき、テレワーク等の推進、育児・介護等と仕事との両立やそれに対する職場内の理解を深めるとともに、勤務時間外における地域活動や社会貢献活動などについて柔軟に取り組めるような勤務体制や処遇改善などに取り組みます。

#### イ 能力に応じた適正評価の実施

##### ○ 能力に対する適正な評価

能力や意欲を適正に評価し、昇任や給与に反映する人事評価を行います。また、評価者研修を行うことにより、評価基準や昇任・分限処分基準の公正性・透明性を確保します。

##### ○ 適正な職員配置と勤務環境

職員のやりがいと持つ能力が十分に発揮できる職員配置ができるように、年齢、性別、経験年数を問わず適材適所の人事配置に努めます。そのため、人事異動のサイクルの検証や専門職の活用方法の検討を行います。また、年次休暇や子育てに関する休暇、休業の取得を促進するとともに、育児休業等を取得した職員への情報共有と復帰後のキャリア形成を図ります。

## (4) 情報ビジョン 目標 情報技術でひと・ちいき・まちをつなげます

### ① 広報広聴の充実

#### ア これまでの取り組み

第1次新城市総合計画で取り組んだ市民との情報共有・情報交流の推進を継続しています。

情報の内容や受け手の特徴などを考慮し、広報紙、ウェブサイト、SNSなど様々な情報提供手段を使い分けることで、必要としている人に効果的・効率的に情報を提供しています。

#### イ 今後の取り組みの方向性

市民が必要としている情報を取得する際に年代の隔たりをなくするため、引き続き多様な媒体を用いて迅速にわかりやすく広報していきます。また、普段から市民が市政について疑問に感じることを市長が地域に出向き直接話を聞く機会を設けることや、庁舎内へのご意見箱の設置、インターネットによるアンケート、パブリックコメントなどを行うことで市民ニーズの把握や市民の意見反映に努めます。今後も情報共有・情報交流を推進し、市民以外に対しても、本市の持つ魅力的な資源や様々な取り組みなどをあらゆる機会をとらえて発信することで『つながる市民』の増加につなげます。

### ② 情報技術の充実

#### ア これまでの取り組み

本市では、合併後、情報通信インフラとして市内全域における光ファイバーネットワークの整備をはじめ、携帯電話不感地域の解消を実施してきました。

また、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年にマイナンバー制度が始まって以来、本市においてもデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及を推進しています。

#### イ 今後の取り組みの方向性

市民の利便性を向上させるとともに、持続可能な地域社会の実現のため、「新城市デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定し、「市民生活向上のための取り組み」、「新たな価値創造のための取り組み」、「安全安心な環境整備のための取り組み」を3本柱として取り組んでいきます。

また、3本柱に紐づく取り組みのうち、重点的に取り組むのは以下の7つの項目です。

- 行政手続のオンライン化
- ICT技術を活用した教育環境の充実
- キャッシュレス決済の推進
- テレワークによる多様な働き方の推進
- ワークेशन環境の整備
- 自治体情報システムの標準化・最適化
- 情報セキュリティ対策の徹底



# 7

## 進捗管理

総合計画を効果的かつ効率的に推進するためには、施策や事業の目標を設定し、進捗状況を把握することで適切に評価を行います。また、その結果に基づいて改善を行うマネジメントサイクルを継続的に行っていきます。

財源が限られる現在の財政状況において、持続可能なまちづくりを推進するためには、事業の優先順位を明確化するとともに、各事業の効果を重視し計画の進捗管理を行います。

### (1) 目標の設定

総合計画の進捗管理については、活動指標や成果指標を設定することにより施策や事業の進捗状況と達成度を検証していきます。

**活動指標**…施策の目標及び事務事業の実施状況を確認するために設定する指標です。

**成果指標**…将来像・目指すべき姿の実現に向けた政策・施策が目標に近づいているかを図るための指標です。

**市民満足度**…政策の成果指標として、4年に1度実施する市民満足度調査で政策の進捗状況を確認します。

### (2) 進行の管理

施策については、事務事業評価と連動させ、評価・検証を行い、達成度や進捗状況に合わせ見直しを行います。

## 8

## 政策横断重点戦略

本市の将来像である「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」の実現に向けて、目指すべき姿である個性輝く多様な「ひと」・快適で潤いのある「ちいき」・活力にあふれた「まち」を達成するため、政策目標を横断的に結び付ける3つの重点戦略を以下のとおり設定しています。

また、目指すべき姿のそれぞれに紐づく分野別の政策を、庁内連携の強化等横断的な視点でとらえることで、政策目標の達成を推進しています。

《重点戦略1》バランスのとれた年齢構成への転換を進めます

《重点戦略2》支える側として活躍したい高齢者（はつらつ世代）を支援します

《重点戦略3》地域づくりに関わる人々（つながる<sup>ひと</sup>市民）を増やします

重点戦略とする事務事業については、関係部課、企画部門、財政部門により事業化を検討し、効果が認められると判断した事業に、財政見通しとの整合を図った上で、財源や人材等を優先的に配分します。

## 重点戦略1

## バランスのとれた年齢構成への転換を進めます

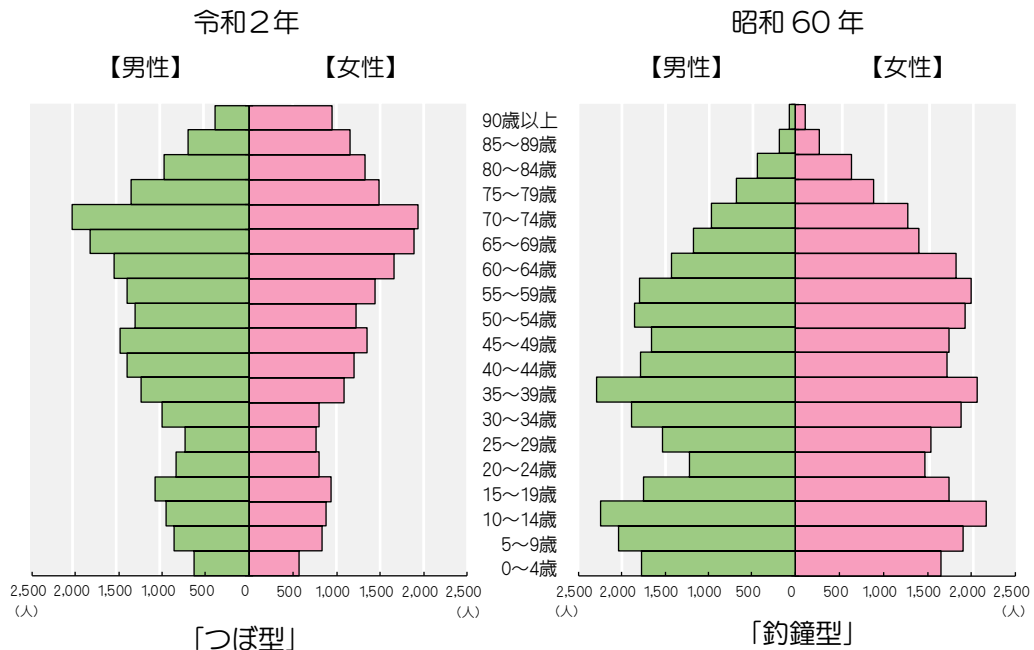
日本全体が人口減少していく中で本市においては定住人口の維持が困難になります。第2次新城市総合計画では人口減少を受け止め、減少の速度を緩やかにすること、人口減少に対応したまちづくりを進めることとしています。

「新城市人口ビジョン」では、近隣の地域全体が互いに支え合い、関わり合い、切磋琢磨するとともに、本市に居住する人々が住みやすい・働きやすい・子育てしやすいと思える暮らし環境を整え、安心し心豊かに暮らすことができるまちをつくること、自ら主体的に考え、学ぶことで地域を磨く“人材（財）”となり、新たな価値を創造し、豊かな地域社会を形成することを“しんしろ創生”であると位置づけました。

“しんしろ創生”の考え方にに基づき、人と地域が輝き、魅力的になることで、人口ピラミッドの形状が少子高齢化の典型である「つぼ型」から、人口の安定が期待できる「釣鐘型」であるバランスのとれた年齢構成への転換を進めることを目標とします。

そのため、次の効果が見込まれる取組みを重点的に進めます。

- 生産年齢人口を維持するため安定した雇用を生み出すしごとづくり
- 国内外からの来訪者の増加や交流・関係人口を生み出す魅力づくり
- 住みよいまちづくりを推進するとともに地域の活力を生み出すひとの流れづくり
- 結婚・出産・子育て支援の充実やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた暮らしづくり
- 生きがいを持って安全安心に生活を楽しむことができるまちづくり



出典：国勢調査

## 重点戦略 2

### 支える側として活躍したい高齢者（はつらつ世代）を支援します

少子化や超高齢社会では、生産年齢人口の減少による労働力不足や生産性の低下等経済活動が縮小していき、税収が減少していく中でも、医療や介護、年金等社会保障費負担は増加していく等、マイナス面に注目が集まります。

しかし、高齢者を支える発想ばかりではなく、意欲ある高齢者の活躍を可能とする社会環境を整え、いつまでも元気で過ごすこと、自立した生活、社会参加できるまちづくりを目指し、個人の意欲や地域の連携により課題を解消していくこともできます。

健康で地域活動や経済活動に積極的に参加される65歳以上の「はつらつ世代」の方、また現役世代と同様に「支える側」として活躍したい方を支援していきます。

そのため、次の効果が見込まれる取組みを重点的に進めます。

- 生涯学習活動や地域活動等への参加促進
- 生きがいや健康づくりの促進
- 就業、創業、起業
- 地域とのつながりの創出

## 重点戦略 3

### 地域づくりに関わる人々（つながる市民）を増やします

定住人口の増加や維持が困難であっても、人や地域が輝き、魅力あふれるまちとなるためには、人口の「数」という視点に並ぶ「人のつながり」をとらえたまちづくりを進めていくことが必要となります。

本市は、古くから交通の要衝に位置し、人の往来による交流が盛んな地域です。通勤・通学のみならず、高速道路が開通したことで観光やレジャー、イベント等により多くの方が本市を訪れるようになり、「人のつながり」からまちづくりへとつながることが期待されています。

第2次新城市総合計画では、この「人のつながり」への視点を重視し、観光客や通勤・通学者等の「交流人口」やそれら以外で地域と多様に関わる人々である「関係人口」を『つながる市民』と位置づけ、つながる人との交流促進をまちづくりの力に換えるとともに、結果として、その方々が市民となることを目指します。

『つながる市民』と新城市民は、どちらか一方がメリットを受けるのではなく、お互いに支え合いながら、交流を通じた心豊かな生活を営むようにしたいと考えています。

今後は、『つながる市民』をさらに創出する仕組みや『つながる市民』の居場所づくり等を進めることにより、本市の地域づくりに参加していただける担い手となる『つながる市民』の増加を目標に取り組みます。

そのため、次の効果が見込まれる取組みを重点的に進めます。

- イベントへの参画やまちづくりへの参加等ができる仕組みづくり
- 移住、定住、二地域居住の促進
- 交流による多様な効果を市内に波及するための仕掛けづくり

## 9 SDGs と第2次新城市総合計画との関連性

SDGs は、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略で、平成27年9月に国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指すための平成28年から令和12年までの国際目標です。持続可能な社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

第2次新城市総合計画中期基本計画においても、政策目標ごとにSDGsとの関連性を明確にし、SDGs全体の推進につながるものとして、一体的に取り組んでいきます。



# 10 個別計画

## 施策一覧

目指すべき姿

政策目標

施策

I 個性輝く多様な「ひと」が活躍しています

### 1 子育ての安全安心を守ります



- ①子どもを産み育てる環境を整えます
- ②保育ニーズに対応する保育サービスを進めます
- ③仕事と子育て等を両立できる環境づくりを進めます

### 2 能力と個性を活かす力を育てます



- ①確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます
- ②安心で居心地の良い学校環境づくりを進めます
- ③豊かな歴史文化や自然にふれあい学びます

### 3 学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくります



- ①市民文化活動を応援します
- ②生涯スポーツ活動を応援します
- ③共育(ともいく)を推進します

### 4 認め合い、支え合う人をつなげます



- ①市民自治によるまちづくりを進めます
- ②市民活動の活性化を図ります
- ③若者と女性の活躍領域を広げます
- ④グローバル人材育成と多文化共生を進めます
- ⑤障がいのある方の自立を支援します
- ⑥生涯を通じた健康づくりを応援します

II 快適で潤いのある「ちいき」に暮らしています

### 1 居心地の良い暮らしをつくります



- ①道路施設の整備を進めます
- ②安全できれいな水循環を守ります
- ③地域の憩いの場をつくります
- ④地域に寄り添う公共交通網をつくります
- ⑤地域活動や交流を促進します
- ⑥地域づくりの担い手を育てます

### 2 地域資源を最大活用します



- ①歴史・文化財の継承を進めます
- ②歴史・文化・自然の紹介・活用を進めます
- ③地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます

### 3 人生100年の安全安心をつくります



- ①病院・診療所の体制を整えます
- ②地域医療の連携を進めます
- ③地域福祉を進めます
- ④防災対策を進めます
- ⑤消防体制を充実します
- ⑥防犯活動・交通安全・消費者安全対策を進めます

目指すべき姿	政策目標	施策
<b>Ⅲ 活力にあふれた「まち」に なっています</b>	<b>1 経済と生活を 支える都市基盤を 整えます</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 活気がある市街地をつくります</li> <li>② 道路網の整備を進めます</li> <li>③ 市の活性化につながる公共交通網をつくります</li> </ul>
	<b>2 緑でゆとりを 生み出します</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地球環境の保全に貢献します</li> <li>② 持続可能な自立循環のまちをつくります</li> <li>③ 温室効果ガス削減を目指した取組みを進めます</li> </ul>
	<b>3 農林業を成長 産業にします</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 持続可能な農業構造を実現します</li> <li>② 林業・木材産業の活性化を進めます</li> <li>③ 計画的・戦略的な人工林の健全化を推進します</li> <li>④ 林業従事者の確保・育成をします</li> </ul>
	<b>4 地域産業の振興で 賑わいを創出します</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 企業誘致を進め、雇用を確保します</li> <li>② がんばる中小企業を応援します</li> <li>③ 地域資源を活かした観光戦略を進めます</li> </ul>
	<b>5 交流による ダイナミズムを 成長に変えます</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域産業振興政策を進めます</li> </ul>

### 行政経営の方針

方針	目標	施策
<b>「ひと」「ちいき」「まち」の姿、目標、 施策を達成するための行政経営の方針</b>	<b>1 将来に責任を持つ 行政運営を します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 将来を見据えた健全で持続可能な財政運営を行います</li> <li>② 公共施設の適正配置と効率的な管理を進めます</li> <li>③ 市民にわかりやすい行政評価を進めます</li> <li>④ 産学官連携等による共同事務を促進します</li> <li>⑤ 市民自治を根づかせます</li> </ul>
	<b>2 挑戦できる組織に します</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民ニーズに即応できる組織づくりを行います</li> </ul>
	<b>3 公共私を支える 人材となります</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民価値を高めることのできる職員を育てます</li> <li>② 能力に応じた適正評価等を進めます</li> </ul>
	<b>4 情報技術でひと・ ちいき・まちを つなげます</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① わかりやすい情報発信と市民意見・ニーズの把握に努めます</li> <li>② デジタルトランスフォーメーションを推進し、行政運営の効率化と市民サービスの向上に取り組みます</li> </ul>





## 目指すべき姿

---

# I 個性輝く多様な「ひと」が活躍しています

**政策目標 1** 子育ての安全安心を守ります

**政策目標 2** 能力と個性を活かす力を育てます

**政策目標 3** 学びの場、憩いの場、  
自己投資の機会をつくります

**政策目標 4** 認め合い、支え合う人をつなげます

## 政策目標 1 子育ての安全安心を守ります

### 施策 ① 子どもを産み育てる環境を整えます

#### 考え方・背景

少子化や核家族化の進行、地域の関わり希薄化などにより、子育てに困難を感じる保護者が増えている状況にあります。

また、子どもを取り巻く課題が深刻化・複合化しており、関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、協働しながら支援を行う必要があります。

#### 施策の基本方針

妊娠、出産、子育てに関する不安や負担の軽減、いじめや虐待の防止などすべての子どもが安心して育ち、育てられるよう、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

子どもと子育て家庭を孤立化させないため、生活・学習支援や地域における子どもの居場所づくりなどを地域社会全体で進めます。

また、妊娠期から個別の相談支援を展開し子どもが健やかに育つために個の環境を整えます。

#### 【取組み内容】

- ・子ども医療費の負担を軽減します。
- ・児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制を整えた「こども家庭センター」の機能を設置します。
- ・子どもやひとり親家庭への生活支援、学習支援を行います。
- ・妊娠期から出産、産後、育児、若者等に関する総合的な相談や支援を行います。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
子育てを応援するためのサービス	74.3%	76.0%	80.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
こども家庭センターでのマネジメント（サポートプラン）の作成	-	0件 （設置準備）	50件	55件	60件
妊娠後期（28週～40週）の妊婦の状況把握（家庭訪問・電話等）の割合	-	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%
初産における生後28日（新生児期）以内の状況把握（家庭訪問・電話等）の割合	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新城市子ども・子育て支援事業計画
- ・新城市こどもの未来応援事業計画
- ・しんしろ健康づくり21計画

## 政策目標 1 子育ての安全安心を守ります

### 施策 2 保育ニーズに対応する保育サービスを進めます

#### 考え方・背景

就労環境の多様化などにより、子どもと子育てをめぐる環境は大きく変化しています。特に、女性の社会進出に伴う共働き家庭やひとり親家庭が増加していることを主な要因として、3歳未満児保育や放課後児童クラブの需要は増加傾向にあります。

#### 施策の基本方針

共働き家庭の増加など家庭や就労の形態変化による多様な保育ニーズに対応し、“すべての子どもが健やかに育ち、育てられる”環境の充実を図ります。

また、こども園の適正配置など、市内のどこに住んでいても、すべての子どもが等しく良質な保育・幼児教育を享受できる環境整備を進めます。

#### 【取組み内容】

- ・放課後児童クラブ保護者負担金を軽減します。
- ・一時保育の実施などきめ細かな保育サービスの充実を図ります。
- ・こども園及び放課後児童クラブの待機児童ゼロを維持します。
- ・支援や配慮が必要な子どもに合理的配慮がなされる環境を整えます。
- ・こども園の再編・整備に関する計画を策定し、推進します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
子育てを応援するためのサービス	74.3%	76.0%	80.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
こども園の待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人
放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人
「新城市こども園整備指針」に沿ったこども園再編・整備	-	計画策定	計画策定	再編・整備	再編・整備

#### 関連する主な計画等

- ・新城市子ども・子育て支援事業計画
- ・新城市こども園整備指針
- ・新城市こどもの未来応援事業計画

## 政策目標 1 子育ての安全安心を守ります

### 施策 ③ 仕事と子育て等を両立できる環境づくりを進めます

#### 考え方・背景

社会における活動や個人の生き方が多様化する中、一人ひとりがその時々事情に応じた多様な働き方を選択でき、誰もがその能力を存分に発揮できる社会を構築する必要があります。

また、男女問わず、仕事と子育て等の生活との両立ができる環境づくりが求められています。

#### 施策の基本方針

誰もが個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現を図り、男女ともに働きやすい環境整備を進め、男女が互いに対等な立場で安全安心に子育てができるように支援します。

#### 【取組み内容】

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等の取組みを支援します。
- ・フレックスタイム勤務やテレワークによる多様な働き方を推進します。
- ・男性にも女性にも子育てしやすい職場環境づくりを推進します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
子育てを応援するためのサービス	74.3%	76.0%	80.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
女性の活躍促進宣言企業の数	-	13件	14件	15件	16件
ワーク・ライフ・バランスに係る啓発セミナーの開催	-	1回	1回	1回	1回
市役所男性職員の育児休業取得率	23.8%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新都市パートナープラン

## 政策目標 2 能力と個性を活かす力を育てます

### 施策 ① 確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます

#### 考え方・背景

コロナ禍で、学校行事等に制限がかかり、縮小や中止を余儀なくされました。さらに、新型コロナウイルス感染の不安が加わったことで、児童生徒がストレスを抱えた生活を送り、不登校児童生徒も増加しています。また、保護者も不安を抱え、その影響で児童生徒が不安定になっていることも考えられます。児童生徒や保護者の不安を取り除き、安心して通うことのできる学校づくりに取り組んでいきます。また、引き続き地域に開かれた学校づくりを行うことで、地域が持つ力を学校教育に活かしていくことが必要です。

#### 施策の基本方針

国際化や情報通信技術の進展などによる教育環境の変化に対応しつつ、確かな学力を育む教育を推進します。

不登校の傾向がある児童生徒の早期発見、早期対応に努めます。

各小中学校において、不登校傾向児童生徒への対応を中心となって進めていく不登校コーディネーターを育成します。

また、関係機関との連携による児童生徒とその保護者へのサポートを行い、さらに、適応指導教室「あすなる教室」のあり方検討や、評価のあり方、学びの環境を充実します。

#### 【取組み内容】

- ・授業づくりの充実を図り、「深い学び」の実現を目指します。
- ・家庭、地域、学校、企業とが連携した教育を進めます。
- ・豊かな自然、多彩な人材、伝統ある文化、歴史遺産などを活かした体験活動などを実施します。
- ・不登校対応職員（こどもサポート相談員やしんしろこどもカウンセラー、あすなる教室職員）による学校訪問を実施します。
- ・学校からの月例報告による不登校傾向児童生徒を把握します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
児童・生徒の教育環境対策	63.6%	66.5%	69.5%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
不登校生徒出現率（小中学校）	3.1%	2.7%	2.5%	2.3%	2.1%
学校評価の「保護者や地域との連携に関する評価」について、高評価を得た学校数	-	15校	15校	19校	19校

#### 関連する主な計画等

- ・新都市共育推進計画

## 政策目標 2 能力と個性を活かす力を育てます

### 施策 2 安心で居心地の良い学校環境づくりを進めます

#### 考え方・背景

学校施設の老朽化対策のための修繕や維持管理コストの縮減のための施設改修など、安全安心で快適な学校生活を送ることができるよう教育環境を整え、施設に必要な機能・性能を確保します。

また、施設・設備のみならず、おいしく栄養のある給食や安全な登下校の確保など、児童生徒が安全安心で快適に生活できる環境が求められています。

#### 施策の基本方針

学校施設の改修・整備により安心で居心地の良い学校環境の創出に努めます。また、教育環境を充実し、適切な学校運営を推進します。

児童生徒に安全でおいしい給食を提供するため、令和6年9月に学校給食共同調理場の供用を開始します。

#### 【取組み内容】

- ・安全安心な給食を安定的に提供するため、学校給食共同調理場を整備します。
- ・学校トイレの洋式化を図ります。
- ・計画的な更新や改修により学校施設、設備等の充実を図ります。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
学校教育施設の整備	57.6%	56.5%	58.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同調理場整備割合及び利点を生かした給食の提供	0.0%	17.0%	100.0%	新たな献立の開発・導入	新たな献立の開発・導入
トイレ洋式化工事実施校数	-	2校	4校	3校	3校

#### 関連する主な計画等

- ・新城市学校給食施設整備方針
- ・新城市学校給食基本方針
- ・新城市学校施設長寿命化計画
- ・新城市公共施設等総合管理計画
- ・学校トイレ改修方針

## 政策目標 2 能力と個性を活かす力を育てます

### 施策 ③ 豊かな歴史文化や自然にふれあい学びます

#### 考え方・背景

本市は歴史や文化、伝統行事、自然景観など他地域にはない地域資源を有しています。こうした地域資源は市民の誇りとして、世代を超え守り続けられたものであり、私たちには未来へと継承していく責任があります。

未来へ継承するためには、守り続けるだけでなく、市民の財産として産業や観光資源として活用し、訪れる人にも魅力を伝えていくこと、また、伝えることができる人材が必要です。

#### 施策の基本方針

歴史文化や自然環境を未来へと継承するための担い手を育成します。

子どもから高齢者まで、本市の貴重な自然や歴史・文化を楽しみながら理解することができる各種講座や企画展を開催します。

自然景観や伝統行事、文化財的建造物や街並みなどを実見するといった現地学習会などを充実させることによって多種多様な学習機会を創出します。

#### 【取組み内容】

- ・多様な学習機会を充実させ、健やかな心や体を育む教育を充実します。
- ・講座や企画展などを開催します。
- ・社会教育施設を計画的に整備し、施設の充実を図ります。
- ・本市の貴重な地域資源を体験できる機会を設けます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
歴史遺産、文化財の保護・活用	69.7%	70.7%	71.7%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
観光ボランティアガイドの育成	45人	70人	70人	70人	70人
野外学習会・ジオツアーの開催数	-	9回	9回	9回	9回
自然科学博物館企画展開催数	3回	3回	3回	3回	3回

#### 関連する主な計画等

- ・新城市観光基本計画
- ・新城市共育推進計画

## 政策目標 3 学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくります

### 施策 ① 市民文化活動を応援します

#### 考え方・背景

文化活動や創作活動は、生活を豊かにし、個性を育てる助けとなるものですが、地方においては優れた芸術文化に気軽に接する機会が都市部に比べて少なくなっています。

大人から子どもまで、誰でも気軽に文化活動を行うことのできる環境を整え、世代間・地域間の交流を図り、賑わいの創出につなげることが必要です。

#### 施策の基本方針

いつでも誰でも文化芸術に触れ、楽しめる機会をつくります。

文化イベント等の支援や文化活動に対する市民参加や市民理解の促進に努めることで、身近で地域に定着した郷土の文化・芸能の伝承を進めます。また、市民の文化的意識の向上を図るため、文化会館等を拠点とした講座を開催します。

#### 【取組み内容】

- ・文化芸術活動を行う団体等の活動を支援します。
- ・講座や文化的事業等を開催します。
- ・文化施設を計画的に整備します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
文化施設の整備充実	63.2%	65.7%	68.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市文化事業開催数	4回	8回	8回	8回	8回
本市（指定管理含む）が行う講座数	0回	3回	3回	4回	4回

#### 関連する主な計画等

- ・新城市共育推進計画



## 政策目標 3 学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくります

### 施策 ② 生涯スポーツ活動を応援します

#### 考え方・背景

スポーツに親しむことは体を動かす機会の増加につながり、市民の体力向上や健康の保持増進につながります。また、スポーツに親しむことによってストレスが解消され、ゆとりや生きがいのある生活が期待できます。様々な人々との交流により親睦が生まれ、仲間づくりや地域コミュニティの活力につながります。スポーツを通じて多くの人と関わりを持ち、それぞれの人に対応したスポーツ振興を図ることが大切です。

また、市内中学校において部活動の部員数の減少は顕著なものとなっており、子どもが生涯にわたってスポーツを楽しむために、少しでも多くの種目を経験できる機会の確保が必要です。

#### 施策の基本方針

「人の輪を広げ健やかな心と体を育むまち」を基本方針とし、家庭や学校、地域が「いつでも」、「どこでも」、「誰とでも」スポーツ活動を楽しむことができる環境を整えることにより、市民が生きがいを持って健康に暮らすことができる生涯スポーツ社会を築いていきます。

また、子どもの実態や希望をもとに、学校と地域や各種のスポーツ関係団体と連携し、学校部活動の見直しを検討していきます。

#### 【取組み内容】

- ・スポーツを始めるきっかけづくりプログラムの提供や、本市の自然を活かしたスポーツの振興、高齢者の健康づくりの振興の場等を提供し、スポーツ機会の充実を図ります。
- ・子どもがスポーツを行う上で魅力ある学校部活動の再構築を検討していきます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
スポーツに親しむ環境づくり	58.1%	59.6%	60.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポレク祭等開催事業数	-	9回	9回	9回	9回

#### 関連する主な計画等

- ・新城市生涯スポーツ振興計画

## 政策目標 3 学びの場、憩いの場、自己投資の機会をつくります

### 施策 ③ 共育（ともいく）を推進します

#### 考え方・背景

『人生100年時代』といわれる現在、学校と社会が連携・協働した世代を超えた交流の場づくりが必要です。生きがいを見つけ、心豊かに暮らしていくため、いくつになっても学ぶことができ、いつでも新しい活動にチャレンジできる環境づくりが必要です。

#### 施策の基本方針

従来子ども・現役・退職後世代といったライフステージで考えるだけでなく、すべての世代が互いにつながりを持ち、今までの「生涯学習」の概念を一步進め、これからの社会に求められる「生涯学習」の形として、学校・家庭・地域が力を合わせて、共に過ごし、共に学び、共に育つ『共育』活動に取り組みます。

また、市民一人ひとりが自己実現や自主的な学びができるよう機会の提供や必要な支援を行います。

#### 【取組み内容】

- ・地域の人材が活躍できる機会を増やします。
- ・地域全体で子どもたちの成長を支援します。
- ・学び続けることができる環境づくりを進めます。
- ・市民や地域と連携し生涯学習としての『共育』活動を展開します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
共育推進	63.8%	65.8%	70.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
本市が主催・共催する講座・教室の実施件数	-	100件	100件	100件	100件
学校評価の「保護者や地域との連携に関する評価」について、高評価を得た学校数	-	15校	15校	19校	19校
生涯学習活動及び部活動の講師等の育成数	-	5人	10人	15人	20人
共育推進事業の実施件数	4件	5件	5件	5件	5件

#### 関連する主な計画等

- ・新城市共育推進計画

## 政策目標 4 認め合い、支え合う人をつなげます

### 施策 ① 市民自治によるまちづくりを進めます

#### 考え方・背景

市民が主役のまちづくりを推進するために、「市民主役」「参加協働」「情報共有」をまちづくりの基本原則として、老若男女みんなが当事者となってまちづくりを進める必要があります。

市民まちづくり集会や地域協議会、若者議会など様々なステージで設けられている市政に関心を持つ機会へ、市民、議会、行政が積極的に参加し、協働してまちづくりを進めることが求められています。

#### 施策の基本方針

自治基本条例に基づく様々なまちづくり活動の場で市民参加と協働体制を市民の視点で進めます。

#### 【取組み内容】

- ・ 地域経営を担う人材の確保、育成を支援します。
- ・ 地域の課題解決や活性化のために市民が主体的に取り組むまちづくり活動を支援します。
- ・ 地域の課題や意見を市の施策に反映します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
市民自治の活性化	65.5%	65.1%	67.0%
市民参加への取組み	72.3%	71.7%	72.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民まちづくり集会の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回
地域協議会の開催回数	90回	90回	90回	90回	90回
若者議会全体会の開催回数	15回	15回	15回	15回	15回

#### 関連する主な計画等

- ・ 新城市若者総合政策

## 政策目標 4 認め合い、支え合う人をつなげます

### 施策 ② 市民活動の活性化を図ります

#### 考え方・背景

社会・経済情勢の大きな変化により、市民ニーズが多様化し様々な主体による独自または、連携した取組みに期待が寄せられています。

また、地域が抱える課題等に対し市民が自主的・自発的に実施する活動を支援する仕組みが必要です。

#### 施策の基本方針

市民活動団体の自立を促し、活動を支援します。  
活動団体の成果発表の機会や交流の場を設けます。

#### 【取組み内容】

- ・市民や地域活動団体などのネットワークを構築します。
- ・顔の見える場、知り合いが増える交流の場などを提供します。
- ・地域活動を応援します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
市民自治の活性化	65.5%	65.1%	67.0%
市民参加への取組み	72.3%	71.7%	72.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
めざませ明日のまちづくり事業補助金申請件数	8件	8件	8件	8件	8件
めざませ明日のまちづくり事業補助金新規事業件数	2件	2件	2件	2件	2件
地域活動交付金申請件数	68件	68件	68件	68件	68件
地域活動交付金新規事業件数	22件	24件	24件	24件	24件

## 政策目標 4 認め合い、支え合う人をつなげます

### 施策 ③ 若者と女性の活躍領域を広げます

#### 考え方・背景

「市民が主役のまちづくり」を推進するためには、人口減少が進む状況の中で、若者や女性が学校や家庭に限らず、地域や市政などあらゆる場面でその能力を発揮して活躍することができる環境を整えるとともに、魅力あるまちをつくり上げるための仕組みが必要です。

#### 施策の基本方針

若者総合政策や男女共同参画社会を推進し、年齢、性別、国籍や障がいの有無に関係なく個々の違いを認め、尊重し、多様な人々が対等に関わり合いながら活躍できる社会づくりを進めます。

#### 【取組み内容】

- ・若者の力を活かしたまちづくりを進めます。
- ・男女共同参画の定着に向けた継続的な啓発を進めます。
- ・学生や企業の若手社員等との協働体制を整えます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
市民参加への取組み	72.3%	71.7%	72.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
若者議会への参加者数	16人	20人	20人	20人	20人
女性の起業・創業者数	0人	3人	3人	3人	3人
若者の起業・創業者数	0人	1人	1人	1人	1人
若者を登用した審議会等の数	-	10	10	10	10
女性の審議会等への登用率	24.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新城市若者総合政策
- ・新城市パートナープラン

## 政策目標 4 認め合い、支え合う人をつなげます

### 施策 ④ グローバル人材育成と多文化共生を進めます

#### 考え方・背景

人口減少や高齢化、地域間格差の拡大、企業活動のグローバル化が進む中で、海外活力の取り込みや国際交流などを通じて、地域と各国をつなぐための国際的な感覚と広い視野に富んだ人材を養成する必要があります。

年齢、性別、障がい、国籍などを超えてすべての人がそれぞれの多様な価値観や生き方を尊重し、許容しながらも、自ら主体的に考え、学ぶことで、地域を磨く人材となります。そのためには、新たな価値観を創造し、豊かな地域社会を形成することが必要です。

#### 施策の基本方針

本市独自のネットワークであるニューキャッスル・アライアンスを活用することにより様々な国際交流の機会を創出します。世界を舞台に活躍することができる人材を育てます。

在留外国人も地域の担い手として、共に生活できる多文化共生社会の実現を目指します。

#### 【取組み内容】

- ・市民が英語に慣れ親しむプロジェクトを推進します。
- ・ニューキャッスル・アライアンス加盟都市間の観光、文化、経済、教育の分野での交流を促進します。
- ・日本語教室の開催やボランティア通訳者の育成など、外国人の地域生活を支援します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
国際交流への取組み	67.4%	67.7%	68.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニューキャッスル加盟都市との交流人口（教育・文化・ビジネス・観光等の分野）	-	300人	300人	300人	300人
外国人市民の市民生活満足度	-	76.0%	78.0%	80.0%	82.0%

#### 関連する主な計画等

- ・ニューキャッスル・アライアンス会議2018共同声明

## 政策目標 4 認め合い、支え合う人をつなげます

### 施策 5 障がいのある方の自立を支援します

#### 考え方・背景

障がいのある方が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無に関わらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現を図ることが必要です。

#### 施策の基本方針

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して育ち、自らの意思により暮らしていくことができるよう、支援体制を充実します。

障がいのある方やその家族などからの様々な相談に応じ、必要な支援につなげる体制の強化を図ります。

個々のニーズに応じた支援だけでは解決できなかった課題については、地域の関係者が集う協議会にて情報共有を図り、解決に向けた取組みを進めます。

#### 【取組み内容】

- ・障がいのある方が自立した生活を送ることのできる取組みを行います。
- ・地域生活支援拠点等の整備などにより障がいのある方の地域生活を支援します。
- ・障がいに関する正しい知識と理解を深めるための啓発活動を行います。
- ・医療費の負担を軽減します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
障がいのある方の自立支援や福祉対策	66.1%	69.9%	70.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がいのある方にとって、本市が暮らしやすいまちだと思う割合	58.1% (令和元年度調査)	60.0%	60.0%	62.0%	62.0%
障害者相談支援事業支援延べ件数	14,897件	15,100件	15,200件	15,300件	15,400件

#### 関連する主な計画等

- ・新城市障害者計画
- ・新城市障害福祉計画
- ・新城市障害児福祉計画

## 政策目標 4 認め合い、支え合う人をつなげます

### 施策 6 生涯を通じた健康づくりを応援します

#### 考え方・背景

人口減少が進み、75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、疾病及び介護負担の増加、社会保障費への影響が懸念されることから、子どもから高齢者まで様々な年代で生涯を通じての健康づくりが求められています。

人生100年時代を楽しむためには、「健康はつくり出していくもの」とし、生活習慣病の発症及び重症化の予防といった個人の取組みだけでなく地域や社会で支える人材の育成や支援が必要です。

病気や障がいを抱えたとしても、自らの命を大切にその人らしい生活を自らの選択のもとに送ることができるようにすることが必要です。

#### 施策の基本方針

市民のより健康で幸せな生活の実現を図るため、心身の健康の保持増進ができるよう生活習慣病等の予防や心の健康づくりを推進します。

高齢者一人ひとりが、できる限り元気に地域で生活を続けるために、健康づくりと介護予防を推進していきます。

誰もが予測しえなかったコロナ禍において、基本的な感染防止対策を日常的に行い、感染症の蔓延の予防を促進します。

#### 【取組み内容】

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体化に向け、より効果的な施策を検討していきます。
- ・生活習慣病や要介護状態等の予防を目的とした事業を実施することで、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者の元気な暮らしを支援していきます。
- ・手洗いをはじめとする基本的な感染防止対策を推進します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
健康づくり支援の充実	72.0%	73.7%	75.4%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活習慣病予防の講座の参加人数	28人	100人	300人	300人	300人
介護予防教室等参加人数	955人	1,200人	1,300人	1,400人	1,500人
ゲートキーパー研修受講者延べ人数	209人	250人	300人	350人	400人

#### 関連する主な計画等

- ・しんしろ健康づくり21計画
- ・新城市自殺対策計画
- ・新城市高齢者福祉計画
- ・新城市国民健康保険データヘルス計画特定健康診査等実施計画



## 目指すべき姿

---

### Ⅱ 快適で潤いのある「ちいき」 に暮らしています

政策目標 1 居心地の良い暮らしをつくれます

政策目標 2 地域資源を最大活用します

政策目標 3 人生 100 年の安全安心をつくれます

## 政策目標 1 居心地の良い暮らしをつくります

### 施策 ① 道路施設の整備を進めます

#### 考え方・背景

道路施設には高度経済成長期に整備されたものが多く、近い将来大規模な修繕・更新が予想される中、限られた財源で、定期的な点検を実施し、計画的な修繕や適切な維持管理を行い、長寿命化を図る必要があります。

#### 施策の基本方針

誰もが安全で快適に道路を利用することができるよう、効率的・効果的な道路整備、維持管理に努めます。

#### 【取組み内容】

- ・ 橋梁、トンネル、大型構造物の点検結果をもとに、それぞれの個別施設計画を作成し、個別施設計画をもとに修繕工事を実施していきます。
- ・ 橋梁、トンネル、道路施設等の適正な維持管理を行います。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
快適な生活道路の整備	50.9%	50.8%	52.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
橋梁延べ点検数	-	256 橋	386 橋	531 橋	696 橋
橋梁延べ修繕数	-	48 橋	54 橋	59 橋	62 橋

#### 関連する主な計画等

- ・ 新都市橋梁個別施設計画
- ・ 新都市横断歩道橋個別施設計画
- ・ 新都市トンネル個別施設計画
- ・ 新都市大型カルバート個別施設計画

## 政策目標 1 居心地の良い暮らしをつくります

### 施策 ② 安全できれいな水循環を守ります

#### 考え方・背景

市民の快適な暮らしを維持するため、生活基盤である水道・下水道の施設耐震化や更新・整備を計画的に行う必要があります。また、経営環境の変化に伴い、水需要等に見合った施設規模への見直しや工業用水道事業の廃止に向けての検討を行います。

安全な水の供給を今後も継続していくため、水道施設の適正な維持管理のみならず、河川環境などの監視や衛生的な下水処理を行います。

#### 施策の基本方針

安全安心な水を安定的に供給するため、施設・管路の耐震化を図るとともに、水需要に見合った施設のダウンサイジングを行います。

生活環境の保全を図るため、下水道の整備や未接続者への周知と河川の水質検査を行い、水質管理に努めます。

#### 【取組み内容】

- ・水道施設・管路の耐震化を計画的に進めます。
- ・施設統廃合等を行い、経営基盤強化を図ります。
- ・経営の合理化・効率化など経営の適正化に努めます。
- ・計画的な下水道の整備を進めます。
- ・下水道への接続や浄化槽の設置を支援します。
- ・し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理をします。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
安全な水の供給	84.3%	87.0%	89.8%
衛生的な下水・雨水の処理	69.8%	73.9%	78.3%
ごみ・し尿処理への取組み	70.8%	74.1%	77.8%
環境対策への取組み	63.6%	63.7%	65.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
水道施設の耐震化率	75.3%	81.7%	86.5%	89.1%	90.2%
水道管路の耐震化率	23.4%	23.8%	24.0%	24.2%	24.4%
汚水処理人口普及率	69.8%	72.1%	73.5%	74.5%	75.3%

#### 関連する主な計画等

- ・新城市水道事業基本計画
- ・新城市汚水適正処理構想
- ・新城市環境基本計画
- ・新城市環境行動計画
- ・新城市生活排水処理基本計画

## 政策目標 1 居心地の良い暮らしをつくります

### 施策 ③ 地域の憩いの場をつくります

#### 考え方・背景

市民が安心して快適に暮らすことのできる住環境を実現するため、憩いの場となる広場や公園など、気軽に集まることができるスペースが求められています。

また、地域の資源を活かした新たな憩いの場の検討が必要です。

#### 施策の基本方針

地域の市民がくつろぐことのできる憩いの場を確保するため、市民のニーズに鑑みて、誰もが気軽に利用できる公園や緑地などの整備を検討します。

#### 【取組み内容】

- ・安全安心で緑豊かな広場や公園等を維持します。
- ・空家や空き地などの利活用による交流の場の創出を検討します。
- ・市街地において、必要な役割に応じたオープンスペースの確保を検討します。
- ・市民等が実施する都市緑化事業に対し支援します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
憩い空間の充実 (身近な公園の整備・管理、水辺環境の整備など)	46.2%	50.1%	54.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新都市都市緑化推進事業補助金交付件数	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体

#### 関連する主な計画等

- ・新都市住生活基本計画
- ・新都市空家等対策計画
- ・桜淵公園再整備基本計画
- ・新都市都市計画マスタープラン
- ・新都市中心核のランドデザイン2040
- ・新都市立地適正化計画

## 政策目標 1 居心地の良い暮らしをつくります

### 施策 ④ 地域に寄り添う公共交通網をつくります

#### 考え方・背景

子どもの減少により、こども園や小中学校の統廃合が進み、通学するために公共交通機関の利用が必要となった地域、人口減少に伴う商店や病院等の減少により、徒歩や自転車での買い物や通院が困難となった地域などが増加し、移動しなければならない範囲の拡大に伴い地域における日常生活圏は徐々に広域化しています。

特に、車を持たない、運転できない人にとっては、地域で暮らし続けるための利便性の高い地域公共交通網の整備が求められています。

今後、地域における高齢化の進展により、地域公共交通の重要性はさらに高まります。地域の特性に合わせた公共交通へと再構築を図るとともに、公共交通を地域で支え、守り育てる体制づくりが必要です。

#### 施策の基本方針

人口減少や少子高齢化の状況、公共交通の現状を地域で共有し、生活圏など地域特性に合わせた公共交通網を地域、行政、交通事業者で構築します。

#### 【取組み内容】

- ・公共交通の利用を促す積極的な情報発信を行います。
- ・地域やまちの拠点を結ぶネットワーク機能を充実します。
- ・鉄道事業者と連携して駅のバリアフリー化や駅周辺整備などを進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
通学や生活の足としての公共交通機関等の充実	35.5%	40.0%	45.1%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
Sバス利用者数	87,158人	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持

#### 関連する主な計画等

- ・新都市地域公共交通計画

## 政策目標 1 居心地の良い暮らしをつくります

### 施策 ⑤ 地域活動や交流を促進します

#### 考え方・背景

市民や地域団体による地域づくり活動や市民交流を促進するためには拠点となる場が必要になります。

また、それらは、災害時などには安全安心の場としても活用することができる地域の大切な資源です。

地域の公民館やコミュニティセンターなどは、人口減少や高齢化の進展、施設設備の老朽化が進行していく中においても、市民共有の資源として、誰でも活用できるよう適切に維持管理していく必要があります。

#### 施策の基本方針

市民が主体となって行う活動の場、人と人、人と地域がつながる交流の場としての公民館等の利用促進を図ります。

市民、地域、行政などの連携強化と地域資源の効果的な活用により、地域活動の充実を図ります。

#### 【取組み内容】

- ・多くの市民が参加しやすい環境づくりを支援します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
市民自治の活性化	65.5%	65.1%	67.0%
市民参加への取組み	72.3%	71.7%	72.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
新城市集会施設整備費補助金補助件数	-	10 件	10 件	10 件	10 件

## 政策目標 1 居心地の良い暮らしをつくります

### 施策 ⑥ 地域づくりの担い手を育てます

#### 考え方・背景

本市においては、自治基本条例を制定し、市民一人ひとりが主役となってまちづくりを推進していくための仕組みづくりや環境整備を進めています。

市民一人ひとりが地域社会を支える一員として、地域づくりをするための義務と責任を自覚し果たしていく必要があります。

若者、女性、高齢者、外国人、障がいのある方など、誰もが地域づくりに参加することができるように多くの参加の機会を設けるとともに、次の世代へも引き継ぎ、リレーができる担い手が求められています。

#### 施策の基本方針

地域活動に参加することがなかった様々な人々にも参加しやすいように、身近な地域課題の解決への参加など、「きっかけ」づくりを行います。

#### 【取組み内容】

- ・世代を超えた交流の場を創出します。
- ・『つながる市民』の声や意見を地域づくりにつなげます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
市民参加への取組み	72.3%	71.7%	72.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民まちづくり集会参加者数	56人/年	140人/回	140人/回	140人/回	140人/回
若者議会の委員数	-	20人	20人	20人	20人
若者を登用した審議会等の数	-	10	10	10	10
地域協議会の委員数	-	224人	224人	224人	224人
女性の審議会等への登用率	-	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新城市若者総合政策
- ・新城市パートナープラン

## 政策目標 2 地域資源を最大活用します

### 施策 ① 歴史・文化財の継承を進めます

#### 考え方・背景

少子高齢化や過疎化の影響等による担い手不足や地域コミュニティ機能の低下等により、地域の歴史・文化の伝承が困難になることが考えられます。

日々の暮らしの中で、歴史・文化に触れながら、学習・体験する仕組みを構築することによって、地域の歴史・文化を身近なものとしてとらえ、地域が主体となって、歴史や伝統文化の継承を進める必要があります。

#### 施策の基本方針

国・県・市による指定文化財をはじめ、芸能・行事等の伝承文化の継承、また湿原など珍しい自然環境・景観の保護・保全を図る必要があります。

このため、伝統芸能や環境保全団体の後継者及び保存・継承団体の育成を支援するとともに、記録保存を行うための調査・研究活動を進めます。

#### 【取組み内容】

- ・ 伝統文化の継承を支援します。
- ・ 指定文化財の維持管理を支援します。
- ・ 史跡等の整備を行い、文化財の保存や活用を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
文化、芸能等の振興、保存	67.3%	67.3%	70.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
文化財調査件数	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件

#### 関連する主な計画等

- ・ 新都市共育推進計画
- ・ 史跡長篠城跡保存活用計画



## 政策目標 2 地域資源を最大活用します

### 施策 ② 歴史・文化・自然の紹介・活用を進めます

#### 考え方・背景

本市は歴史や文化、伝統行事、自然景観などの豊かな地域資源を有しています。こうした地域資源は本市独自のものであり、市民の誇りとなりうるものです。

既に広く知られている地域資源のほかに、これまであまり知られてこなかった地域資源を掘り起こし、広く周知し、さらに活用することによって、魅力あふれる「ちいき」の創出を図ることが必要です。

#### 施策の基本方針

市内の貴重な歴史・文化・自然を紹介する博物館や資料館において、子どもから高齢者まで楽しめるわかりやすい展示構成の充実や特別展等の開催などを通じて、市民だけでなく来訪者の学習・交流の場として有効活用を進めます。

また、ボランティアガイドなど市民とともに事業運営の展開などを考える機会の拡大に努めます。

#### 【取組み内容】

- ・博物館や資料館を計画的に整備し、施設の充実を図ります。
- ・資料収集や展示・保存など未来への継承を支援します。
- ・ボランティアガイドの養成など地域と連携した取組みを進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
歴史遺産、文化財の保護・活用	69.7%	70.7%	71.7%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館、鳳来寺山自然科学博物館、作手歴史民俗資料館入館者数	46,805人	50,000人	55,000人	60,000人	66,000人
観光ボランティアガイドの育成	45人	70人	70人	70人	70人
自然科学博物館企画展開催数	3回	3回	3回	3回	3回

#### 関連する主な計画等

- ・新城市共育推進計画
- ・新城市観光基本計画

## 政策目標 2 地域資源を最大活用します

### 施策 ③ 地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます

#### 考え方・背景

スマートフォンやSNSの利用が進み、人と人との交流のあり方が変化してきています。こうした社会生活の大きな変化の中で青少年が健やかに成長するためには、家庭、学校、地域そして行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携して施策に取り組むことが重要です。

#### 施策の基本方針

青少年が家庭や学校だけでなく地域の中でもできる限り多くの時間を過ごし、様々なことを学び成長できるよう機会の提供や必要な支援を行います。

また、青少年の健全育成のため、関係機関、関係団体と連携し、非行や犯罪被害防止に関する啓発等に取り組みます。

#### 【取組み内容】

- ・青少年が地域活動に参加するために必要な支援を行います。
- ・青少年やその保護者が青少年健全育成に関して学習する機会や情報交換のできる機会をつくります。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
青少年の健全育成	61.5%	61.6%	63.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
青少年健全育成に関する啓発事業等の実施件数	-	1件	1件	1件	1件
共育推進事業の実施件数	4件	5件	5件	5件	5件

#### 関連する主な計画等

- ・新城市共育推進計画

## 政策目標 3 人生 100 年の安全安心をつくります

### 施策 ① 病院・診療所の体制を整えます

#### 考え方・背景

国の医療費抑制策に伴う医療制度改革、深刻化する医師の偏在と医師不足により、特に、山間地やへき地を抱える地方の公立病院では経営が悪化し、診療体制が縮小するなど医療機能の低下が生じています。こうした状況の中、本市では、愛知県、近隣の病院、大学病院の援助や市民の協力により安心して暮らすことができる医療体制の確保が求められています。

#### 施策の基本方針

地域の基幹病院である新城市民病院及び作手診療所における医師確保や医療の提供などに取り組むとともに、経営健全化と医療の質の向上に取り組み、安定的な地域医療の提供を目指します。

研修医・専攻医の受け入れにより、地域医療を理解し将来地域医療に興味を持つ医師の育成に努めます。

休日・夜間における初期医療の運営支援、市民病院を基軸とした地域医療の再構築・維持を図ります。

#### 【取組み内容】

- ・ 医師招へいや研修医の受け入れなどにより、医師の確保・育成に努めます。
- ・ 教育機関との連携により、医療従事者を確保します。
- ・ 休日・夜間における第 1 次救急医療体制の確保に努めます。
- ・ 医療機器などの充実を図ります。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
地域医療等の充実	38.8%	46.0%	54.5%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
休日診療所の診療実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
夜間診療所の診療実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
研修医受け入れ人数	29 人	33 人	33 人	33 人	33 人

## 政策目標 3 人生 100 年の安全安心をつくります

### 施策 ② 地域医療の連携を進めます

#### 考え方・背景

医師不足等により地域内での医療提供体制の維持は厳しく、近隣市の医療機関への救急搬送をはじめとして受け入れ可能な医療機関への移動時間が長くなっていることから、地域内で医療を受けられることが求められています。

市民への切れ目のない医療の提供に向け、医療分野のデジタル化を進め、業務の効率化や医療情報のデータ共有と利活用を推進していくことが重要です。

#### 施策の基本方針

市内開業医や地域の保健・医療・福祉関係施設との情報交換を行い、それぞれの現状や連携における課題を把握するなど、地域の医療機関の連携を強化し、地域医療サービスの向上を図ります。

#### 【取組み内容】

- ・ 医療機関相互の紹介率の向上に努めます。
- ・ ICTの活用、医療DXの推進を行う医療機関の取組みを支援します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
地域医療等の充実	38.8%	46.0%	54.5%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
紹介率（市民病院の初診患者のうち、他の診療所から紹介状があった割合）	40.5%	44.0%	45.0%	46.0%	47.0%

#### 関連する主な計画等

- ・ 新城市民病院公立病院改革プラン（令和 4 年度～令和 7 年度）

## 政策目標 3 人生 100 年の安全安心をつくります

### 施策 ③ 地域福祉を進めます

#### 考え方・背景

少子・高齢化や人口減少が進む中、地域における支え合う力が失われつつあります。また、孤立、生活困窮、虐待など生活課題が複雑化、潜在化しています。

すべての人が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、地域のあらゆるつながりを大切に、誰ひとり取り残されることなく互いに支え合う関係や、仕組みづくりを行う「地域福祉」の推進が必要とされています。

#### 施策の基本方針

高齢者、障がいのある方、子ども・子育て等の各福祉分野の課題のほか、生活困窮など分野を横断する課題に対し、福祉分野と福祉分野以外の多様な人・機関の参加と協働によって課題解決に取り組む地域づくりを目指します。

支援を必要とする人を地域で見守り、互いに理解し支え合うことができる仕組みづくりを行い、人材を育成します。

また、すべての人が地域で尊厳を持って自立した生活ができるよう公的サービスや支援体制の充実を図ります。

#### 【取組み内容】

- ・市民、地域、行政など関係者が一体となった包括的な支援体制を整備します。
- ・社会福祉事業に従事する者の社会的評価の向上と地域社会全体での人材育成を推進します。
- ・地域福祉活動の協働事業、連携体制を充実・強化します。
- ・高齢者、障がいのある方、子ども等に対する支援体制を充実します。
- ・認知症高齢者等や障がいのある方の権利擁護体制を拡充します。
- ・障がいのある方などの地域生活を支援するサービス基盤を整備します。
- ・虐待、貧困、ヤングケアラーなどのほか、ひきこもりなどの地域生活での孤立を防ぐため相談支援体制を充実します。
- ・児童発達支援センター設置までの間、その機能を有する体制を整備します。
- ・住宅に困窮する低所得者等に対する住宅セーフティネットとして、市営住宅を提供します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
子育てを応援するためのサービス	74.3%	76.0%	80.0%
高齢者の自立支援や福祉対策	65.5%	68.1%	70.0%
障がいのある方の自立支援や福祉対策	66.1%	69.9%	70.0%
社会保障制度の充実	49.4%	57.4%	66.6%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
生活支援体制の整備	実施	拡充内容検討	拡充	継続	継続
市民後見人育成延べ人数	-	20 人	30 人	40 人	50 人
コミュニティソーシャルワーカーの設置	-	検討	設置	検証・見直し	検証反映
不登校生徒移行支援会議の支援により関係機関へつながった件数	-	5 件	6 件	7 件	8 件

#### 関連する主な計画等

- ・新城市地域福祉計画
- ・新城市障害者計画
- ・新城市こどもの未来応援事業計画
- ・新城市高齢者福祉計画
- ・新城市子ども・子育て支援事業計画
- ・新城市障害福祉計画
- ・新城市障害児福祉計画

## 政策目標 3 人生 100 年の安全安心をつくります

### 施策 ④ 防災対策を進めます

#### 考え方・背景

南海トラフ地震や地球温暖化に伴う気象状況の激化により、突発的に発生する激甚な災害に対し、既存の防災施設や行政主導のソフト対策のみでは災害を防ぐことはできません。また、地域の高齢化など防災行政を取り巻く状況はますます厳しくなる中、防災対策を今後も維持・向上していくためには、市民主体の防災対策に転換していく必要があります。

このため、市民自身が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという市民主体の取組みによる防災意識の高い社会を構築する必要があります。

#### 施策の基本方針

南海トラフ地震に対する備えをはじめ近年の台風、大雨等による災害に対しては、「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、市民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動がとれるよう自助、共助の取組みを強化します。

応急対策に必要な資機材の整備や防災行政無線等による情報伝達手段の確保、河川改修等を進めます。

#### 【取組み内容】

- ・近隣自治体や関係機関、企業等との連携や協定を推進します。
- ・デジタルの活用等、新しい技術による防災対策に取り組みます。
- ・地域の防災訓練、避難行動に関する取組みを支援します。
- ・高齢者、障がいのある方、要介護者等、災害時要援護者の登録と情報共有を進めます。
- ・所有者による住宅の耐震化、減災化を支援します。
- ・所有者等による空家等の適正な管理を促し、管理不全空家等の発生を抑制します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
大地震対策への取組み	51.7%	60.3%	70.3%
地域の防災組織の充実	65.5%	67.9%	68.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
災害時要援護者名簿登録者のうち登録情報を行政区等に提供することに同意がある者の割合	52.0%	53.0%	54.0%	54.0%	55.0%
自主防災組織防災訓練実施数	60.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
防災アプリ登録者数	-	7,000 人	7,200 人	7,300 人	7,400 人

#### 関連する主な計画等

- ・新城市地域防災計画
- ・新城市建築物耐震改修促進計画
- ・新城市立地適正化計画
- ・新城市空家等対策計画

## 政策目標 3 人生 100 年の安全安心をつくります

### 施策 ⑤ 消防体制を充実します

#### 考え方・背景

地震、風水害の多発化、大規模化、激甚化に加え、事業所等での火災・事故など、各地で発生する災害は、複雑化、多様化しています。

消防業務においても、人口減少、少子高齢化による救急需要や高齢者世帯の火災被害の増大、深刻化する消防団員の確保対策への対応、社会インフラの高度化・デジタル化への対応に加え、新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴う深刻な感染防止対策等への対応は、より専門性が必要とされています。

#### 施策の基本方針

安定した消防サービスを提供するため、消防署及び消防団の消防力の向上に取り組みます。

また、複雑・多様化する災害を未然に防ぐ消防予防体制を強化するとともに、災害による被害を軽減させるため消防活動体制の強化に取り組みます。

#### 【取り組み内容】

- ・消防署及び消防団の施設、設備を充実させます。
- ・消防職員の適正配置を行うとともに、各種研修の受講や関係機関への派遣を行い、職員の職務遂行能力を向上させます。
- ・予防救急の推進を図ります。
- ・傷病者搬送の円滑化を図るため、医療機関との連携を行います。
- ・高齢者世帯を中心に住宅防火対策を推進します。
- ・消防法による防火対象物を把握し、火災予防のための整備や消防用設備等の設置を推進することで、施設利用者等の安全安心を確保します。
- ・消防団の持続可能な組織を目指し、地域と協力して団員の加入促進に努めるとともに、団員の負担軽減を図り必要な資質の向上に努めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
消防・救急体制の充実	66.9%	72.0%	77.5%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
救命講習会受講延べ人員	363 人	3,000 人	3,000 人	3,000 人	3,000 人
住宅用火災警報器設置率	71.0%	75.0%	76.0%	78.0%	80.0%
消防水利の設置基数	2 基	2 基	2 基	2 基	2 基
消防団員のうち基本団員の維持率	97.0%	98.0%以上	98.0%以上	98.0%以上	98.0%以上

#### 関連する主な計画等

- ・新城市常備消防施設個別施設計画
- ・消防施設整備計画
- ・消防車両更新計画
- ・新城市消防本部研修等派遣計画
- ・新城市消防団総合計画

## 政策目標 3 人生 100 年の安全安心をつくります

### 施策 ⑥ 防犯活動・交通安全・消費者安全対策を進めます

#### 考え方・背景

市内では住宅を対象とした侵入盗、自動車窃盗などの刑法犯が依然として発生しています。近年ではオレオレ詐欺や架空請求詐欺などの特殊詐欺が多発するなど、市民の安全安心を脅かす犯罪が身近で発生しています。

子どもや女性、高齢者といった社会的弱者が多発する犯罪の被害者とならないよう、市民の安全安心を脅かす犯罪に対して、地域が一体となり「犯罪にあわない」「犯罪をおこさせない」「犯罪を見逃さない」ための施策を展開していくことが重要です。

交通事故については、毎年多くの人身事故が発生し、尊い命が失われることもあります。交通事故防止、交通安全の確保は安全安心な地域社会の実現のための最重要課題としてとらえなければなりません。地域から悲惨な交通事故をなくすため、市民、事業所、関係機関等の理解と協力のもとに協働して交通事故抑止のための諸施策を的確に行う必要があります。

#### 施策の基本方針

地域における自主的な防犯活動等への支援、「しんしろ安全安心で快適なまちづくり行動計画」の推進などを通じ、市民等と協働による安全安心で快適なまちづくりに取り組みます。

市民や各種団体等の自主的な交通安全活動の支援や啓発などを通じ、市民や事業所との協働による交通安全対策に取り組みます。

#### 【取組み内容】

- ・地域による防犯カメラなどの設置を支援します。
- ・警察、学校、交通安全推進活動団体、地域住民と連携した交通安全対策を進めます。
- ・SNS を利用した犯罪や特殊詐欺などから市民を守ります。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
交通安全対策の推進	60.7%	62.6%	64.6%
防犯対策への取組み	64.6%	67.6%	70.7%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交通死亡事故者数	2 人	0 人	0 人	0 人	0 人

#### 関連する主な計画等

- ・しんしろ安全・安心で快適なまちづくり行動計画



## 目指すべき姿

---

### Ⅲ 活力にあふれた「まち」になっています

**政策目標 1** 経済と生活を支える都市基盤を整えます

**政策目標 2** 緑でゆとりを生み出します

**政策目標 3** 農林業を成長産業にします

**政策目標 4** 地域産業の振興で賑わいを創出します

**政策目標 5** 交流によるダイナミズムを成長に変えます

## 政策目標 1 経済と生活を支える都市基盤を整えます

### 施策 ① 活気がある市街地をつくります

#### 考え方・背景

市民が安心して快適に暮らすことができる住環境を実現するためには、生活の基盤となる医療機関、福祉施設、商業施設等の誘導と計画的な都市基盤の整備が欠かせません。そのため、多様な都市機能がコンパクトに集積し、子どもから高齢者まで多くの人々が暮らしやすい、歩いて暮らすことのできる、賑わいあふれる市街地づくりを進めていく必要があります。

#### 施策の基本方針

市街地の住環境を整え、暮らしやすさの利便性向上を図り、魅力あるまちづくりを推進することで、地域の活力と賑わいを取り戻し、住み続けられるまちの発展を目指します。

#### 【取組み内容】

- ・市民の日常生活の利便性の維持に係る都市機能を市街化区域へ誘導します。
- ・生活しやすい、訪れやすい市街地として新城駅周辺の整備を進めます。
- ・市街化区域内の狭い道路の拡幅整備を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
暮らす場の整備	58.0%	57.8%	58.0%
便利な市街地・中心街の整備(市街地・中心街の整備、区画整理事業の推進、駅周辺整備など)	30.8%	43.1%	45.0%
円滑な道路網の整備	62.0%	68.2%	75.0%

##### 成果(活動)指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
狭あい道路の整備率(石田・平井地区)	34.3%	73.0%	87.5%	91.5%	100.0%
居住誘導区域内の人口密度	37.9人/ha	-	-	-	37.9人/ha

#### 関連する主な計画等

- ・新都市都市計画マスタープラン
- ・新都市中心核のグランドデザイン2040
- ・新都市立地適正化計画
- ・新都市住生活基本計画

## 政策目標 1 経済と生活を支える都市基盤を整えます

### 施策 2 道路網の整備を進めます

#### 考え方・背景

高齢化や生産年齢人口の減少が加速する中、道路交通の利便性向上と地域経済の発展を支え、持続可能なまちづくりを目指すためには、既存の道路を有効に使い、真に必要な道路を整備していく必要があります。

また、自然災害や交通事故から市民を守るための安全安心な道路整備を進めていく必要があります。

#### 施策の基本方針

道路利用者が、安心して快適な道路環境を確保できるよう、効率的・効果的な道路整備に努めます。

また、利便性の高い道路環境の創出による定住人口の確保、活発な産業・経済活動の展開及び地域間交流・連携の促進をするため、市内及び広域を結ぶ道路の整備・保全を進めます。

#### 【取組み内容】

- ・広域的な交通ネットワーク構築のための道路整備及び安全安心な道路整備を進めます。
- ・豊橋新城スマートインターチェンジ(仮称)の整備促進と周辺地域活性化の取組みを進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
快適な生活道路の整備	50.9%	50.8%	52.0%

##### 成果(活動)指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市道の改良・舗装修繕及び交通安全施設整備の総延長	-	4.8km	4.8km	4.0km	4.0km
スマートインター事業の進捗率	-	25.0%	55.0%	75.0%	100.0%
スマートインターチェンジ周辺地域振興策の取組み	-	市場調査実施・基本計画作成	事業実施計画作成・取組推進	取組推進	取組推進

#### 関連する主な計画等

- ・地域再生計画「山と共に歩むまちしんしろ」活性化計画
- ・社会資本総合整備計画
- ・新都市舗装個別施設計画

## 政策目標 1 経済と生活を支える都市基盤を整えます

### 施策 ③ 市の活性化につながる公共交通網をつくります

#### 考え方・背景

本市と近隣市町村をつなぐＪＲ飯田線やバス路線の新豊線・田口新城線、名古屋市東部や長久手市をつなぐ新城名古屋藤が丘線、新城地区と作手地区をつなぐＳバス作手線は、市の公共交通ネットワークの主要路線に位置づけています。また、令和３年１０月には東京・大阪につながる高速バス路線が開通しました。

これらの路線は、市民の日常生活のみならず、市内外との交流人口の拡大に対応するための重要な公共交通網であり、主要路線網と地域路線網をスムーズに接続させることができれば、まち全体の活性化にもつながります。

主要路線の利用促進のためには、市内の公共交通主要拠点での乗り継ぎの利便性の確保や市内各所への交通アクセスの向上を図ることが必要です。

#### 施策の基本方針

鉄道駅や公共施設などへアクセスできる公共交通ネットワークの構築等により、利便性を確保します。

#### 【取組み内容】

- ・公共交通主要拠点を整備し、二次交通の検討を促進します。
- ・市内外や拠点間を結ぶ交通網を整備し、利便性の向上を図ります。
- ・運行事業者や沿線自治体等と連携して主要路線の魅力向上を図ります。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
通学や生活の足としての公共交通機関等の充実	35.5%	40.0%	45.1%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
田口新城線1日当たり輸送量(人)	21.3人	15人以上	15人以上	15人以上	15人以上
新城名古屋藤が丘線1日当たり輸送量(人)	10.6人	15人以上	15人以上	15人以上	15人以上
ＪＲ飯田線駅利用者数	762,185人	-	-	-	942,781人

#### 関連する主な計画等

- ・新城市地域公共交通計画

## 政策目標 2 緑でゆとりを生み出します

### 施策 ① 地球環境の保全に貢献します

#### 考え方・背景

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書（平成25年）では、明治13年から平成24年までに世界平均気温は0.85度上昇し、その原因は温室効果ガスの排出等による人間活動の影響の可能性が極めて高いと公表しました。

平成27年12月には産業革命以前（明治33年）からの気温の上昇を2度以下とする全体目標を定めたパリ協定を世界中のすべての国と地域が採択し、日本でもパリ協定の目標達成に向けて、平成25年度比で温室効果ガス排出量を26%削減する目標を定めました。

一方、近年は集中豪雨による災害や極端な気温上昇など地球温暖化による気候変動の影響と考えられる異常気象が見受けられるようになってきています。

このようなわたしたちの生活に多大に影響する課題に対して具体的な行動を促す「きっかけ」となる取組みが、持続可能な地域社会を維持していくためには求められています。

環境教育や啓発を通じて、市民、地域、事業者、市が協働し、豊かな自然環境や地域資源を、将来世代に引き継ぐための方策を推進していくことが必要です。

#### 施策の基本方針

地域の豊かな自然との共生を確保するとともに、持続可能でレジリエントな地域社会を目指し、地球にやさしい「環境負荷の少ない自立循環のまち」を創造し、将来世代に引き継いでいきます。

#### 【取組み内容】

- ・環境に配慮したライフスタイルへの見直しを提案します。
- ・公共施設等への自然エネルギーの導入を進めます。
- ・環境に関する情報発信を定期的に行い活動の促進を図ります。
- ・豊かな自然環境を学ぶ機会を創出します。
- ・市民、団体、事業所、行政が協働して環境行動に取り組みます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
環境対策への取組み	63.6%	63.7%	65.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小学生を対象とした環境に関する講座等への参加延べ人数（平成25年度～）	4,878人	5,528人	6,148人	6,738人	7,308人
環境に関する講座等への参加延べ人数（平成25年度～）	1,049人	1,199人	1,349人	1,499人	1,649人

#### 関連する主な計画等

- ・新城市環境基本計画
- ・新城市環境行動計画
- ・新城市エネルギービジョン

## 政策目標 2 緑でゆとりを生み出します

### 施策 ② 持続可能な自立循環のまちをつくります

#### 考え方・背景

現代社会では大量生産、大量消費が行われるようになったことで、ものを大事に長く使うことから使い捨てへとという生活スタイルへ変化し、ごみが減りにくい状況を生み出しています。

このため、市民、事業所、行政は、協働でごみの減量につながる取組みや資源再利用に関する意識の高揚を図り、持続可能な自立循環のまちを目指していくことが必要です。

#### 施策の基本方針

3R（①リデュース（排出抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用））の優先順位を踏まえ、ごみ分別を徹底し、廃棄物の排出を抑制します。

また、ごみを資源として再生利用し、持続可能な社会への仕組みづくりに取り組みます。

一方で、人口減少を踏まえ、ごみ処理減量化施策を周辺町村と広域的に進めます。

#### 【取組み内容】

- ・市民、事業所、行政が協働でごみの減量や資源としての再生利用に努めます。
- ・ごみ減量等に係る意識の醸成を図ります。
- ・ごみの適正処理や施設の計画的な維持管理を行い、ごみ処理施設（ごみ焼却施設及び埋立処分場）の延命化を図ります。
- ・廃棄物処理経費の精査や公平な負担について検討し、費用の適正化を図るとともに、ごみ焼却施設の広域化・集約化に取り組みます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
ごみ・し尿処理への取組み	70.8%	74.1%	77.8%
環境対策への取組み	63.6%	63.7%	65.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	568g/日	506g/日	502g/日	498g/日	495g/日
再生利用率	23.6%	23.7%	23.8%	23.9%	24.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新城市環境基本計画
- ・新城市地球温暖化防止実行計画
- ・新城市環境行動計画
- ・新城市ごみ処理基本計画
- ・新城市廃棄物処理施設長寿命化計画

## 政策目標 2 緑でゆとりを生み出します

### 施策 ③ 温室効果ガス削減を目指した取組みを進めます

#### 考え方・背景

政府は、平成28年に策定した地球温暖化対策計画を令和3年10月に改定し、日本の温室効果ガス排出量削減目標を平成25年度比で令和12年に26%削減から46%削減を目指すこと、また、令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

こうした動きを受けて本市でも、市、市民、地域、事業者が協働で脱炭素社会の実現を目指した取組みを加速化していく必要があります。

#### 施策の基本方針

市の脱炭素施策に掲げる目標においても、国が目標とする数値を目指すとともに、温室効果ガスの排出量（平成25年度比）削減割合の引上げを検討していきます。

また、持続可能な社会を実現するため、再生可能エネルギーの有効利用の促進や、CO<sub>2</sub>の吸収源である森林の健全化を保持します。

#### 【取組み内容】

- ・ エネルギー消費量の削減（省エネ）、消費電力の太陽光発電等による再生可能エネルギー化、熱・動力における再エネ化や電力への転換、バイオマスエネルギーの利用を促すことや、EV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド車）等の環境配慮型自動車への転換を進めます。
- ・ また、大量の炭素を固定している森林を健全化するため間伐等による適正管理や森林作業に必要な林道等の整備を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
環境対策への取組み	63.6%	63.7%	65.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
温室効果ガス（二酸化炭素）排出量（平成25年度比での削減割合）	17.0%削減 (令和元年度対平成25年度比)	23.0%	26.0%	29.0%	32.0%
再生可能エネルギー導入量（電力使用量に対する再エネの比率）	33.0% (令和2年度)	41.0%	45.0%	49.0%	53.0%
年間の間伐実施面積（市事業分）	8ha	150ha	150ha	150ha	150ha

#### 関連する主な計画等

- ・ 新都市環境基本計画
- ・ 新都市環境行動計画
- ・ 新都市エネルギービジョン
- ・ 新都市森づくり基本計画
- ・ 新都市森林整備計画

## 政策目標 3 農林業を成長産業にします

### 施策 ① 持続可能な農業構造を実現します

#### 考え方・背景

都心部にはない田畑や森林等の豊かな自然環境や歴史、文化等の地域資源は、後世にわたり最大限に活用していくことが重要です。

過疎化や高齢化の進展により集落機能の低下や農村の活力低下が危惧されるとともに鳥獣被害により農業活動の継続が困難な状況になる中、新たな担い手の確保・育成と同時に、労働力の確保や農作業の省力・軽労化を図ることで、これまでよりも効率的で経済的な農業活動が求められています。

また、これまで独自に家族間等で継承されてきた農業技術を、後継者が不在の中でいかに新規就農者等へ継承するかという課題も表れています。

#### 施策の基本方針

農業の新たな担い手となる新規就農者などの多様な人材の確保・育成及び農業経営の法人化や経営継承を促すとともに、高齢化や人手不足を補うため、農作業の効率化・省力化が図られる農業用機械・施設の導入や、農作業のロボット化・自動化、農業生産基盤の整備など、持続的・自立的な農業経営に向けた支援をします。

#### 【取組み内容】

- ・農地の次世代への継承に努めます。
- ・農業経営の安定化や生産活動の推進を図り、多様な人材の参入を図ります。
- ・農業関係機関との連携による農産物のブランド化、販路拡大を進めるとともに、新たな高収益作物の生産に向けた研究をします。
- ・農作業の効率化を進める新技術の導入を支援します。
- ・鳥獣害対策を通して、農業の活性化とジビエの普及・振興を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
第1次産業（農林水産業）の振興	54.8%	57.3%	59.9%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規就農者延べ人数	53人	59人	62人	65人	68人
収益性の高い農産物の産地拡大 （夏秋トマト、いちご、ほうれんそう、酒米）	19.9ha	30.9ha	31.5ha	32.3ha	33.5ha

#### 関連する主な計画等

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・新城市農業基本計画
- ・新城市担い手確保育成総合支援計画
- ・新城・北設広域鳥獣被害防止計画



## 政策目標 3 農林業を成長産業にします

### 施策 2 林業・木材産業の活性化を進めます

#### 考え方・背景

平成31年3月、国会において「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、それに並行する形で「森林経営管理制度」が創設され、地方と都市が一丸となって森林と林業の再生を目指すことができる環境が整えられました。そのため、本市では、森林・林業基本法第6条に定められた地方公共団体の責務を果たすべく、自然環境を重視しながら、地域の森林を整備し健全化していく取組みを推進する必要があります。

#### 施策の基本方針

森林資源情報の共有をはじめ、ICTを活用したスマート林業を推進し、林道等の整備及び高性能林業機械の導入などにより、効率的・効果的な林業を目指します。

#### 【取組み内容】

- ・木材生産体制を強化します。
- ・効率的・効果的な作業環境を確保します。
- ・特用林産物の生産振興を推進します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
第1次産業（農林水産業）の振興	54.8%	57.3%	59.9%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の林道の開設延長の距離	1,798m	1,000m	1,000m	1,000m	1,000m

#### 関連する主な計画等

- ・新城市森づくり基本計画
- ・新城市森林整備計画

## 政策目標 3 農林業を成長産業にします

### 施策 ③ 計画的・戦略的な人工林の健全化を推進します

#### 考え方・背景

利益が得られないことで所有者の関心が薄れ、手入れ不足による森林の荒廃が林業の衰退とともに長年の問題となっています。これに対して森林整備の安定した財源を確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年4月には行政が森林所有者から森林の管理委託を受けることができる森林管理制度が開始されました。

この制度を活用し、森林所有者の合意をいただけた森林から経営、管理に向けた調査等を開始し、計画的に市域の森林整備に取り組みます。

#### 施策の基本方針

森林経営管理制度を活かし、市域の森林を経営ができるよう導き、継続的な人工林の健全化を実施します。

#### 【取組み内容】

- ・間伐を推進します。
- ・齢級構成の適正化に努めます。
- ・伐期の長期化を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
第1次産業（農林水産業）の振興	54.8%	57.3%	59.9%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の間伐実施面積（市事業分）	8ha	150ha	150ha	150ha	150ha

#### 関連する主な計画等

- ・新城市森づくり基本計画
- ・新城市森林整備計画

## 政策目標 3 農林業を成長産業にします

### 施策 4 林業従事者の確保・育成をします

#### 考え方・背景

木材価格の低迷から林業が衰退するのに合わせて、林業従事者は長期的に減少傾向で推移しており、高齢化も課題となっていました。現在年齢層の偏りはあまり見られなくなり、平成17年と平成27年の若年層の比較では、若年層が増えている傾向が見られます。

林業労働力の確保のためには人材育成や労働環境の改善等を行っていく必要があります。

#### 施策の基本方針

林業経営者の育成、林業に関わる起業を考えている個人・事業者の支援を行い、国や県の人材育成事業等を活用し、多様な林業技術を持つ人材の育成を行っていきます。

#### 【取組み内容】

- ・ 林業事業体の育成に努めます。
- ・ 起業等を支援します。
- ・ 林業技術者の育成に努めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
第1次産業（農林水産業）の振興	54.8%	57.3%	59.9%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内で起業した件数（林業）	-	1件	1件	1件	1件

#### 関連する主な計画等

- ・ 新城市森づくり基本計画
- ・ 新城市森林整備計画

## 政策目標 4 地域産業の振興で賑わいを創出します

### 施策 ① 企業誘致を進め、雇用を確保します

#### 考え方・背景

新東名高速道路開通による優位性やスマートインターチェンジ建設を見越した企業立地の促進に取り組む必要があります。

若者を対象とした魅力ある居住環境を備えた雇用の場をつくるため、市民と事業者、事業者相互が連携していくことを支援し新たな視点から地域産業を振興させるとともに、地域経済の活性化を図り、賑わいを生み出す必要があります。

#### 施策の基本方針

新東名高速道路新城インターチェンジを「山の湊 しんしろ」の新たな玄関口と位置づけ、優れた立地条件を活かし、新たな産業育成、企業立地に取り組み、地域経済の活性化と就業の場の確保、税収の増加を図ります。

また、立地企業の再投資を支援し、市内企業の流出防止及び雇用の拡大を図ります。

#### 【取組み内容】

- ・ 企業立地、誘致に取り組みます。
- ・ 雇用をつくり出し、定住人口の増加に努めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
第 2 次産業（鉱業、建設業、製造業）の振興	49.2%	57.5%	67.2%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
立地に関する奨励金対象認定事業者数	-	4 件	0 件	0 件	1 件
企業用地開発（1 箇所）	-	15.0%	30.0%	70.0%	100.0%

## 政策目標 4 地域産業の振興で賑わいを創出します

### 施策 ② がんばる中小企業を応援します

#### 考え方・背景

中小企業を取り巻く環境は少子高齢化に伴う労働力人口の減少、昨今の景気動向による労働需要の増加等を要因とした雇用人材不足が問題となっています。

また、中小企業経営者の高齢化、後継者不足による事業承継の問題などが顕著となっています。

さらに中小企業者は経営基盤や技術競争力、販路など大企業と比較すると様々な面で、今後、地域産業の継続とそれをいかに支えていくかが重要な課題となっています。

このような経済社会環境の著しい変化に迅速に対応する必要があることから、市民、事業者、商工団体、金融機関及び市がそれぞれ主体的に協力・連携し、地域の産業活動の理解を深めることが必要です。

#### 施策の基本方針

市民（消費者）、中小企業（商工業者）、商工団体、金融機関、行政が連携し商工業の活性化を支援する仕組みを構築し、円滑な事業承継を図ることができるよう努めます。

また、就職面接会、企業説明会・企業見学会などを開催して人材確保を支援し、既存産業の経営基盤の強化を図るとともに起業・創業・事業承継に向けた新たな支援制度の充実を図ります。

#### 【取組み内容】

- ・ 中小企業の生産性向上が図れるよう支援します。
- ・ 小中学生、高校生に市内企業の魅力を伝えます。
- ・ 起業・創業を支援します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
第2次産業（鉱業、建設業、製造業）の振興	49.2%	57.5%	67.2%
第3次産業（サービス業）の振興	34.6%	42.9%	53.2%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
中小企業を対象とした支援制度数	-	15 制度	15 制度	15 制度	15 制度

## 政策目標 4 地域産業の振興で賑わいを創出します

### 施策 ③ 地域資源を活かした観光戦略を進めます

#### 考え方・背景

農地や森林を活用した農業・林業体験の推進やアウトドアスポーツを中心としたスポーツツーリズムの推進や、豊富な自然・民俗・歴史等を地域観光資源ととらえ、資源を活かした観光戦略の推進により、交流人口の増加を図り、まちを活性化していくことで、再び訪れたい魅力あるまちとしての賑わいを生み出していきます。

#### 施策の基本方針

地域観光資源を有効に活用した農林業体験やスポーツツーリズム、地域が自ら地域の魅力を発信し企画する着地型観光を推進することにより、『つながる市民』の増加を図り、地域の賑わいや活力を増進させ、来訪者の滞在性や回遊性を高める観光戦略を推進するとともに、地域の稼ぐ仕組みを構築します。

地域観光資源を集客・交流・発着の拠点として有効に活用するため、施設等の充実と適正な維持管理、来訪者の利便性の向上に努めます。

訪問者の滞在時間が増えるよう、川や山などの地域資源、スポーツを組み合わせ「この地域で遊びや経験を積み、いかに満足してもらえるか」という視点で取り組みます。

#### 【取り組み内容】

- ・スポーツや体験型観光、豊富な自然環境を活かした持続可能な観光戦略に取り組みます。
- ・着地型観光に関わる市民・団体の増加に努めます。
- ・本市の魅力を広くPRし来訪者を増やすとともに、地域経済の活性化につなげます。
- ・鉄道駅や観光施設などを結ぶ二次交通について検討を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
第3次産業（サービス業）の振興	34.6%	42.9%	53.2%
賑わいの創出と交流人口対策	45.8%	43.7%	48.0%
市の宣伝・情報提供の充実	42.0%	44.4%	46.9%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
観光入込客数	248万人	300万人	300万人	330万人	335万人
地域ガイドに関わる団体数	-	1団体	2団体	3団体	5団体

#### 関連する主な計画等

- ・新城市観光基本計画

## 政策目標 5 交流によるダイナミズムを成長に変えます

### 施策 ① 地域産業振興政策を進めます

#### 考え方・背景

消費者ニーズは多様化し、消費者行動も広域化する中、地域を支える産業においては少子高齢化による担い手不足や後継者不足が問題となっています。

こうした社会構造の変化による影響を受ける中、地域産業を自律的、また持続的に生み出していく環境をつくることが求められています。

#### 施策の基本方針

本市の自然的・社会的・経済的諸条件を活用しながら、市民・事業所と協働し、地域産業のあり方や、その振興を図るための施策推進、雇用創出、地域活性化に向けた体制の整備など、地域産業の振興を推進します。

地域資源の現状を把握・分析し、この地域に相応しい新城らしさを活かした産業振興の仕組みの構築を検討します。

#### 【取組み内容】

- ・市民、事業者等の意見を反映しながら、地域産業の振興施策を推進します。
- ・新城製品の新たな販路と市場を開拓します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
第1次産業（農林水産業）の振興	54.8%	57.3%	59.9%
第2次産業（鉱業、建設業、製造業）の振興	49.2%	57.5%	67.2%
第3次産業（サービス業）の振興	34.6%	42.9%	53.2%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アンテナショップ山PORT新城出展事業者数	11者	12者	13者	13者	14者
起業・創業者数	0人	13人	13人	13人	13人





# 行政経営の方針

---

## 「ひと」「ちいき」「まち」の姿、目標、 施策を達成するための行政経営の方針

**目標1** 将来に責任を持つ行財政運営をします

**目標2** 挑戦できる組織にします

**目標3** 公共私を支える人材となります

**目標4** 情報技術でひと・ちいき・まちを  
つなげます

## 目標 1 将来に責任を持つ行財政運営をします

### 施策 ① 将来を見据えた健全で持続可能な財政運営を行います

#### 考え方・背景

市民が安全安心な生活と真に豊かさを感じられる地域社会を実現するためには、将来にわたって安定した財政基盤を確立することが必要です。

このため、無駄や非効率を徹底的に排除するとともに、積極的に自主財源の確保に努め、今後とも健全で持続可能な財政運営を行います。

#### 施策の基本方針

人口減少による税収減、老朽化した公共施設等の維持管理に係る財政負担の増大などのリスク要因が存在することから、それらを自律的にコントロールし、健全で持続可能な行財政運営を行うため、「新城市中期財政計画」などに基づく取組みを進めます。

#### 【取組み内容】

- ・ふるさと納税のPRや市税等の徴収率向上により、歳入の確保に努めます。
- ・将来のリスクへの備えとして財政調整基金等への積立や取崩しの抑制に努めます。
- ・窓口業務や施設管理業務等の効率化など歳出削減を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
行財政運営	-	-	70.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
将来負担比率	51.6%	50.0%以下	50.0%以下	50.0%以下	50.0%以下
財政調整基金及び減債基金残高	-	29億円	29億円	29億円	29億円

#### 関連する主な計画等

- ・新城市中期財政計画
- ・新城市公共施設等総合管理計画

## 目標 1 将来に責任を持つ行財政運営をします

### 施策 ② 公共施設の適正配置と効率的な管理を進めます

#### 考え方・背景

合併前の旧市町村はそれぞれ多くの公共施設を整備してきましたが、中には目的が重複しているもの、社会環境の変化により利用率が低下しているものがあり、配置の見直しが必要です。

また、現状の規模のまま公共施設を保有した場合、建築物系施設の修繕・改修・建替えに必要な費用は、令和28年度まで1年度当たりの平均で28.1億円と推計されています。

その他、多額の維持管理費用も発生し、今後も厳しい財政状況が予測される中、効率的な管理が求められています。

これらの課題に対応するため、平成29年度から令和28年度までの30年間を目標期間とし、建築物系施設の延床面積の30%縮減、維持管理及び更新費用の30%縮減を目指します。

#### 施策の基本方針

「公共施設の安全安心を確保すること」「市民に必要なサービスを適切かつ持続可能な形で提供すること」を目指すべき姿とし、既存ストックの縮減、長寿命化、有効活用を進めます。

#### 【取組み内容】

- ・公共施設の再編による総量圧縮と機能の向上に努めます。
- ・公共施設に係るコストの縮減を図ります。
- ・公共施設の有効活用に努めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
公共施設の適正配置	-	-	70.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
建築物系施設延床面積の縮減率	2.0%	-	-	-	10.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新都市公共施設等総合管理計画
- ・新都市公共施設個別施設計画

## 目標 1 将来に責任を持つ行財政運営をします

### 施策 ③ 市民にわかりやすい行政評価を進めます

#### 考え方・背景

経営資源が限られていく中、将来にわたって行政サービスを提供していくためには、事業の優先度を明確にするとともに、各事業の成果を評価・検証し、行政運営を進める必要があります。

効果的な運営のためには、各事業をP（計画）D（実行）C（評価）A（改善）サイクルでマネジメントするとともに、市民の視点を反映し透明性の高い行政運営が必要です。

#### 施策の基本方針

事業を体系化し、評価の基準となる成果目標や成果指標の設定と公表を行います。指標ごとに分析評価を行い、以後の方針を打ち出します。

#### 【取組み内容】

- ・市民視点を取り入れた行政評価に取り組みます。
- ・施策や事業の見直し・廃止に取り組みます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
行財政運営	-	-	70.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事務事業評価方法の見直し	-	評価方法の検討	評価方法の試行	検証	事務事業評価の公表

## 目標 1 将来に責任を持つ行財政運営をします

### 施策 ④ 産学官連携等による共同事務を促進します

#### 考え方・背景

市の単独では実施が困難であった事業を、自治体間にとどまらず、大学や企業等と連携し進めていきます。

また、東三河8市町村を構成団体とした東三河広域連合と連携した事務に取り組み、東三河全体の振興に資する広域行政を展開していきます。

#### 施策の基本方針

本市が大学や企業等と締結している協定に基づき、市が抱える課題解決などに取り組みます。また、東三河8市町村が連携することにより効率的な事業展開に取り組みます。

#### 【取組み内容】

- ・ 様々な分野にわたり、地域課題の解決やより良い市民サービスの提供に向けて、大学や民間企業等との相互連携を進めます。
- ・ 広域的な取組みにより効率化が図られる事業の検討を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
広域連携への取組み	62.3%	66.6%	71.2%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
産学官連携等による包括連携協定に基づく年間新規事業実施数	-	1件	1件	1件	1件

#### 関連する主な計画等

- ・ 新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

## 目標 1 将来に責任を持つ行財政運営をします

### 施策 ⑤ 市民自治を根づかせます

#### 考え方・背景

「市民主役」・「参加協働」・「情報共有」を基本原則とする新城市自治基本条例に基づき、世代のりレーができるまちを協働して築くため、市政への市民参加の機会を設けています。

また、地域組織の活動の持続可能性を高めることが、地域住民と行政の双方にとって重要な課題となっています。地域組織における課題の解決のサポートなど、地域組織との関係性についても行政側の改革が必要となっています。

#### 施策の基本方針

市民自治社会の実現に向け、身近な地域課題を地域自ら考え、地域の創意を結集して課題に取り組みます。

#### 【取組み内容】

- ・市民が主役のまちづくりを一層進めます。
- ・地域のつながりを強化し様々な市民の参加の機会を提供します。
- ・地域組織の自立を支援します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
市民自治の活性化	65.5%	65.1%	67.0%
市民参加への取組み	72.3%	71.7%	72.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域計画推進体制づくり（地域数）	-	3	6	8	10

## 目標 2 挑戦できる組織にします

### 施策 ① 市民ニーズに即応できる組織づくりを行います

#### 考え方・背景

少子高齢化を要因に、社会福祉をはじめとする行政サービスは大幅に改革が必要となるとともに、行政に従事する労働力の確保も難しくなることが予想されます。

こうした社会情勢を考慮し、行政の効率化を図るためのアウトソーシングやICTを活用した取組みを進めるとともに、市民が安心して生活を送ることのできる組織・体制づくりを行っていく必要があります。

#### 施策の基本方針

市民ニーズを常にリサーチし、早急に対処できる組織運営を目指します。

また、人口減少や少子高齢化、社会保障不安、大災害リスクなど、本市が今後対応すべき課題に早急に対処できるような組織づくりを実施するとともに、職員自らが考える業務改善に取り組みます。

#### 【取組み内容】

- ・市民に身近な行政となるよう様々な方法で市民ニーズを把握します。
- ・市民意見、相談、提案などを組織全体で共有する仕組みをつくります。
- ・必要に応じて組織横断的なプロジェクトチームを結成します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
行財政運営	-	-	70.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
業務改善につながる職員提案件数	4 件	8 件	8 件	8 件	8 件

## 目標 3 公共私を支える人材となります

### 施策 ① 市民価値を高めることのできる職員を育てます

#### 考え方・背景

市職員は、市民の安全安心のために働いていることを意識しなければなりません。そのため、常に問題意識を持って仕事に取り組める人材・組織をつくり上げることが必要です。

また、職員がモチベーションを高く維持できるための働き方改革や、職員が積極的に研修に参加し広い見識や高い能力を身につける人材育成を進める必要があります。

#### 施策の基本方針

人材確保・育成においては、資質の優れた職員を確保できるような試験制度を確立するとともに、『市民価値を高めることのできる職員』を育成するための研修制度を充実させます。

また、職員のやる気や能力が活かされる職場環境をつくとともに、様々な休暇制度を利用しやすい環境を整えることで心身ともに健全に勤務ができる環境をつくります。

コミュニケーション能力の向上、プロ意識・コスト意識・当事者意識の向上、長期的な広い視野で物事を判断する能力の向上、市民が求めるものを行政サービスに反映していく能力の向上を図ります。

#### 【取組み内容】

- ・個性や意欲を重視した職員採用を進め、優秀な人材を確保します。
- ・各種の職員研修を開催することで、行政運営能力の向上を目指し、自ら考えることのできる職員を育てます。
- ・地域や住民とのつながりを持てる職員を育てます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
窓口サービスの対応	78.1%	82.2%	85.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修受講対象者に対する受講修了者の割合	91.7%	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新都市人材育成基本方針



## 目標 3 公共私を支える人材となります

### 施策 ② 能力に応じた適正評価等を進めます

#### 考え方・背景

最善な市民サービスを提供するためには、職員の能力を適正に評価し、高いモチベーションを維持する必要があります。

また、厳しい財政運営も考慮しながら適正な定員管理に努めるとともに、時代や市民ニーズに合った組織の見直し、職員配置を進めます。

#### 施策の基本方針

職員が、成果に応じ適正に評価される人事評価制度を確立し、昇任等に適正に反映させていきます。

職員の能力開発にとって職場環境は重要な要素であることから、人材を育成する職場風土をつくるための管理職の意識改革に努めるとともに、組織目標の明確化や職員提案制度の充実、また、健康管理や勤務体制の弾力化等にも取り組みます。

#### 【取組み内容】

- ・人事評価制度により、昇任や給与制度との連動を図ります。
- ・働きやすい職場環境づくりに努めます。
- ・時代や市民ニーズに合った職員配置を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成 29 年度	令和 3 年度	令和 7 年度
窓口サービスの対応	78.1%	82.2%	85.0%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人事評価結果の勤勉手当等への反映	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
定員適正化計画の達成度	97.4%	98.0%	98.0%	99.0%	99.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新城市第 5 次定員適正化計画

## 目標 4 情報技術でひと・ちいき・まちをつなげます

### 施策 ① わかりやすい情報発信と市民意見・ニーズの把握に努めます

#### 考え方・背景

幅広い市民ニーズを把握し市政運営への参考とするため、ふれあいトーク、窓口へのご意見箱設置、市長へのEメール、地域意見交換会、パブリックコメント等を活用し意見を集めます。また、庁内に向けた情報発信の方法についても情報共有が図られるよう、情報にあった周知の方法を検討する必要があります。

#### 施策の基本方針

市民と市長が直接コミュニケーションを図る機会を創出します。また、日々の業務や地域活動の中から市民ニーズをとらえる能力を育てます。また職員は、チームしんしろの一員として職員間の情報共有に努め、情報発信方法を検討します。

#### 【取組み内容】

- ・地域別・年代別等の市民ニーズを把握します。
- ・情報を市民にフィードバックする仕組みづくりを整備します。
- ・日々の業務や地域活動の中から市民ニーズをとらえる能力を育てます。
- ・市民ナビゲーターや市民編集委員など市民目線による情報発信に努めます。
- ・外国人住民がいつでも手軽に市政情報を入手することができるよう情報発信の充実を図ります。
- ・市政情報を的確かつスピーディに提供するため各種媒体の特性を考慮しながら提供します。
- ・市長自らが地域に出向き、市民一人ひとりの声を聞きます。
- ・紙、SNSなど年代や生活スタイルに応じて情報入手の方法を選択できるよう伝達手段を構築します。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
市の広報・広聴の充実	69.3%	74.6%	80.3%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民満足度調査の有効回収率	33.9%	-	-	-	40.0%
市民編集委員による広報紙の特集記事	2回	4回	4回	4回	4回
ふれあいトーク開催回数	-	10回	11回	12回	14回
新城市公式SNSのフォロワー数	-	11,600	13,700	15,800	17,900

## 目標 4 情報技術でひと・ちいき・まちをつなげます

### 施策 ② デジタルトランスフォーメーションを推進し、 行政運営の効率化と市民サービスの向上に取り組めます

#### 考え方・背景

近年、AI（人工知能）やデジタル技術が急速に発展するとともに、ICT（情報通信技術）も飛躍的に発展しています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに行政機関における各種手続等でのデジタル化が遅れていることが浮き彫りになり、デジタル技術を活用した事務の効率化と市民サービスの向上が強く求められています。

#### 施策の基本方針

誰ひとり取り残さないデジタル化の実現に向けて、市民サービスをはじめとした様々な分野での行政のあり方を見直します。

また、令和4年10月策定の新都市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画に掲げる将来ビジョン「デジタルの活用により市民生活に変革をもたらす持続可能な地域社会を実現」に向けて取り組んでいきます。

#### 【取り組み内容】

- ・行政手続のオンライン化など市民生活の向上に取り組めます。
- ・テレワークによる多様な働き方の推進や自治体情報システムの標準化、最適化など、新たな価値創造に取り組めます。
- ・情報セキュリティ対策を徹底することで、安全安心な環境整備を進めます。

#### 施策の進捗状況

##### 市民満足度

項目	実績		目標
	平成29年度	令和3年度	令和7年度
市の広報・広聴の充実	69.3%	74.6%	80.3%
地域情報化への取り組み	73.2%	70.0%	73.2%

##### 成果（活動）指標

項目	実績	目標			
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
オンライン化検討対象となる行政手続のオンライン化率	-	-	-	-	40.0%
職員のテレワーク利用環境整備による総務部門、企画部門職員のテレワーク率	-	-	-	-	30.0%

#### 関連する主な計画等

- ・新都市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画
- ・新都市行政改革推進計画



# 資料編

---

# 1 諮問書

## 諮 問 書

新企 3・1・1  
令和4年4月19日

新城市総合計画審議会  
会長 鈴木 誠 様

新城市長 下 江 洋 行

新城市総合計画審議会条例第2条に基づき、次の事項について貴審議会からご意見を賜りたく下記のとおり諮問いたします。

### 記

#### 諮問事項

第2次新城市総合計画中期基本計画に関する事項

#### 1 諮問理由

本市では、令和元年度から令和12年度を計画期間とする第2次新城市総合計画に基づき、「つながる力 豊かさ開拓 山の奏しんしろ」を将来の都市像に掲げ、その実現に向けて、各種施策・事業に取り組んでまいりました。

この第2次新城市総合計画の前期基本計画が令和4年度をもって終了することから、少子高齢化に伴う人口構造の変化や、情報技術の進展をはじめとした社会情勢の急激な変化など、市を取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、基本構想に掲げた将来の都市像を実現していくため、新たな4年間の第2次新城市総合計画中期基本計画の策定について諮問するものです。

#### 2 答申を希望する時期

令和4年12月予定

## 2 答申書

### 答 申 書

令和5年3月1日

新城市長 下江洋行 様

新城市総合計画審議会

会長 鈴木 誠

#### 第2次新城市総合計画中期基本計画について（答申）

令和4年4月19日付け新企3・1・1で諮問のありました「第2次新城市総合計画中期基本計画に関する事項」について、当審議会において慎重に審議し、別添の第2次新城市総合計画中期基本計画（案）のとおり結論を得ましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたり、留意すべき事項を下記のとおり申し添えます。

#### 記

- 1 中期基本計画における4年間にも社会情勢の急激な変化が想定されるため、市をとりまく変化を的確に把握し、柔軟な対応ができるよう努められたい。
- 2 必要な情報提供・情報共有を行い、市民のまちづくりへの参加を積極的に支援されたい。
- 3 引き続き、「人のつながり」への視点を重視し、交流人口や関係人口となる「つながる市民」とともに、まちづくりに努められたい。

### 3 新城市総合計画審議会委員名簿

	機 関 名	役 職	氏 名
市教育委員会の委員	新城市教育委員会	教育委員	安形 茂樹 (任期：令和4年4月19日 ～令和4年11月28日)
	新城市教育委員会	教育委員	青山 芳子 (任期：令和4年11月29日 ～令和5年3月31日)
市農業委員会の委員	新城市農業委員会	会長	河合 勝正
市内の各種団体の代表者	新城市女性人材バンク登録者	-	生田 智美
	新城金融協会	会長	大久保 和利
	新城市観光協会	事務局長	小長井 直樹
	愛知東農業協同組合	営農部長	齋藤 雅彦
	新城森林組合	総務課長	白井 漸
	若者議会連盟	-	鈴木 孝浩
	新城市市民自治会議	会長	鈴木 誠
	株式会社 CBC クリエイション	営業企画部長	出口 幸宏
	社会福祉法人 新城市社会福祉協議会	会長	前澤 このみ
	新城労務対策協議会	会長	柘田 典宏
学識経験を有する者	愛知大学	地域政策学部教授	菊地 裕幸
	愛知大学	地域政策学部教授	鈴木 誠
市内に住所を有する者	-	-	八木 憲一郎



## 4 新城市総合計画審議会条例

平成17年10月1日

条例第18号

改正 平成24年12月20日条例第37号

平成27年3月31日条例第3号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、新城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項及び進捗について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

3 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が選任する。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市教育委員会の委員

(2) 市農業委員会の委員

(3) 市内の各種団体の代表者

(4) 学識経験を有する者

(5) 市内に住所を有する者

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第5条 審議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、審議会の推薦により市長が委嘱する。

3 顧問は、審議会に出席し意見を述べることができる。

4 顧問は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(幹事及び調査員)

第8条 審議会に調査又は審議を補助するため幹事及び調査員を置くことができる。

2 幹事及び調査員は、市の職員その他適当と認める者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

3 幹事は、審議会に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第10条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月20日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後において最初に第4条第1項の規定により委員に委嘱された者に係る任期については、同条第2項本文の規定にかかわらず、1年とする。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成27年3月31日条例第3号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 5 第2次新城市総合計画策定本部委員名簿

区 分	役 職	氏 名
本部長	副市長	建部 圭一
副本部長	企画部長	西村 仁志
委員	総務部長	小林 義明
	市民環境部長	佐々木 敏宏
	健康福祉部長	城所 克巳
	産業振興部長	金田 明浩
	建設部長	天野 充泰
	上下水道部長	櫻本 泰朗
	経営管理部長	柴田 和幸
	消防長	田中 広治
	教育部長	鈴木 隆司
	議会事務局長	田中 秀典
	監査委員事務局長	坂野 公彦
	鳳来総合支所長	松井 康浩
	作手総合支所長	加藤 勝彦

## 6 第2次新城市総合計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 第2次新城市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定のため、第2次新城市総合計画策定本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 総合計画の基本構想及び基本計画の原案の調整及び決定
- (2) 総合計画策定に関する重要事項の決定

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は副市長、副本部長は企画部長、委員は市長が命じた職員とする。

(本部長)

第4条 本部長は、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会は、本部長が招集し、その会議の議長となる。

2 本部会は、必要に応じ関係職員を出席させることができる。

(専門部会の設置)

第6条 本部会の補助機関として、専門部会を設置する。

2 専門部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 総合計画の基本構想、基本計画等の原案作成
- (2) 総合計画策定に関する必要事項の調査及び検討
- (3) 総合計画の評価検証

3 専門部会は、市長が命じた職員で、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

(専門部会の会議)

第7条 専門部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 7 総合計画策定経緯

### ○ 市議会

総合政策特別委員会	令和4年4月15日(金)	審議会委員及びスケジュール(案)の説明
総合政策特別委員会	令和4年10月26日(水)	中期基本計画(案)説明
総合政策特別委員会	令和4年12月26日(月)	中期基本計画(案)説明

### ○ 審議会

第1回	令和4年4月19日(火)	委員委嘱 会長・副会長選任 スケジュール(案) 市民満足度調査結果報告
第2回	令和4年6月7日(火)	前期基本計画進捗状況審議 中期基本計画構成(案)審議
第3回	令和4年10月28日(金)	中期基本計画(案)審議

### ○ 策定本部会議

第1回	令和4年6月28日(火)	中期基本計画策定進捗状況 中期基本計画構成(案)説明
第2回	令和4年9月28日(水)	中期基本計画(案)審議
第3回	令和4年11月8日(火)	中期基本計画(案)審議
第4回	令和5年2月6日(月)	中期基本計画について報告

## 8 用語集

用語	説明
<b>あ行</b>	
ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術) の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称のこと。
アウトソーシング	業務の一部を外部へ委託すること。外部委託と呼ぶこともある。
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人や自らSOSを出せない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報提供や支援を行うこと。
インターンシップ	学生に一定期間就業体験の機会を提供し、職場体験ができる制度のこと。
AI	Artificial Intelligence の略で、人間が行う高度・知的な作業や判断を、コンピューターを中心とする人工的なシステムによって行い、より精度の高い学習ができるように開発された人工知能のこと。
SNS	Social Networking Service の略でインターネットを介して社会的つながりを提供するサービスのこと。情報の発信・共有・拡散といった機能に重点が置かれている。
SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な 17 の開発目標) の略。平成 27 年 (2015 年) 9 月に国連で採択され「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組むため、平成 28 年 (2016 年) から令和 12 年 (2030 年) までの国際社会の目標のこと。
エンゲージメント	職員の会社に対する「愛着心」や「思い入れ」のこと。「個人と組織が一体となり、両方の成長に貢献しあう関係」のことも表す。
大型カルバート	盛土の下部を横断し、内空に 2 車線以上の道路を有する程度の規模の構造物 (本市策定の「新城市大型カルバート個別施設計画」における「大型カルバート」とは、人や車の通行を目的としたトンネルとして使用している) のこと。
<b>か行</b>	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は 2050 年までに温室効果ガスを実質ゼロにする目標を立てている。
狭あい道路	主に幅員 4 メートル未満の道路で一般の交通の用に供している道路のこと。
居住誘導区域	都市再生を図るため、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域のこと。

用語	説明
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。
公共私	公的機関による「公助」、地域コミュニケーションや市民活動団体などによる助け合いの「共助」、自分の事は自身で対応する「自助」のこと。
合計特殊出生率	「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性が、その年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する人数のこと。
合理的配慮	障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保証されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。
コーホート要因法	ある年、あるいは、ある期間に出生した人たちの人口の変化をとらえ、将来の人口を予測する手法のこと。コーホートとは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、コーホート要因法は、各コーホートについて、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」について将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法のこと。
こども園	正式名称は認定こども園。教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の長所を併せ持っている施設のこと。
こども家庭センター	児童福祉法が改正され令和6年4月から全市区町村に「こども家庭センター」設置が努力義務となった。こども家庭センターは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ、児童福祉と母子保健が一体的に支援を行う機関（施設）のこと。
コミュニティソーシャルワーカー	地域において支援を必要とする人に対して安全確認や見守り、生活課題の発見、相談などに関する地域支援を果たすと同時に、住民の地域自立生活を支援するための公的制度のあり方を提案する専門職のこと。支援を必要とする人は高齢者以外にも生活困窮者や児童など幅広い層が対象となる。
<b>さ行</b>	
ジオツアー	自然の地質や地形を見て、感じて、体験することで大地の成り立ちや歴史を学ぶツアーのこと。ジオとは地球や大地のこと。
重層的支援体制整備	子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制のこと。
住宅セーフティネット	民間賃貸住宅を、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録する制度のこと。登録された住宅（登録住宅）には、一定条件を満たすと改修費等への経済的支援や、要配慮者の方々への居住支援等が受けられる場合がある。

用語	説明
新都市人口ビジョン	新都市における人口の現状分析を行い、今後の人口の変化が地域の将来に与える影響の分析や考察から、人口減少問題について市民の認識共有を図ること、また、目指すべき将来の方向を提示することを目的として策定した計画のこと。
森林環境税、森林環境譲与税	森林環境税は、令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が徴収する税金のこと。森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として、令和元年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている税金のこと。森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。
森林経営管理制度	手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は都道府県が公表する経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度のこと。
スポーツツーリズム	スポーツ観戦やスポーツイベントへの参加を目的とした観光旅行のこと。スポーツ（Sports）と観光（Tourism）を融合した造語。
スマートインターチェンジ	高速道路の本線上またはサービスエリアやパーキングエリアなどの既存施設に設置されているETC専用の簡易型インターチェンジのこと。
<b>た行</b>	
第1次救急医療	軽傷かつ緊急性が低く、入院治療が必要のない患者へ提供される救急医療のこと。休日・夜間診療所や在宅当番医により、提供される。
ダイナミズム	そのものが持つ力強さ、迫力のこと。
ダイバーシティ社会	ダイバーシティ（diversity）は「多様性」を意味し、ダイバーシティ社会とは、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のこと。
ダウンサイジング	コスト削減や開発効率の改善を目的として機能やシステムなどの性能を保ったまま、縮小、小型化、小規模化すること。
男女共同参画社会	男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。



用語	説明
適応指導教室	不登校の児童・生徒に体験活動、学習活動、教育相談等を通して、心の居場所づくりを支援する場所のこと。
デジタル田園都市国家構想	デジタル技術を活用することで、地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図り、「地方に都市の利便性を、都市に地方の豊かさを」実現し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す国の方針のこと。
デジタルトランスフォーメーション（DX）	最新のデジタル技術を駆使した、デジタル時代に対応するための変革のこと。将来にわたり持続可能な地域社会や市民サービス水準の維持、向上を実現するため、業務のデジタル化を実施するのみではなく、デジタル化に合わせて制度、組織全体のあり方の変革を目指している。
テレワーク	勤労形態の一種で情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態のこと。
特産林産物	山林から生産される産物のうち木材以外のきのこ類、木炭、竹、桐などの産物のこと。
共育（ともいく）	新都市の教育理念で、子どもを軸にその未来を考え、学校を拠点に、学校・家庭・地域の老若男女が地域総ぐるみで、ふるさと新城の「自然・人・歴史文化の三宝」を活かし、「共に過ごし、共に学び、共に育つ」、「感動・創造・貢献の活動」を創り出すこと。
<b>な行</b>	
二次交通	複数の交通機関等に使用する場合の、2種類目の交通機関のこと。
二地域居住	都会に暮らす人が、週末や一定期間を農山漁村で暮らすこと。
ニューキャッスル・アライアンス	世界の「新しい城」という同じ名前の都市が同盟を結んで、話し合いや交流を行う国際連携のこと。
<b>は行</b>	
バイオマスエネルギー	バイオマスとは、動植物に由来する有機性資源をいい、このバイオマスを原料として得られるエネルギーのこと。
はつらつ世代	65歳以上の高齢者のうち、健康で地域活動や経済活動に積極的に参加したいという意思を持たれる方を総称する新都市の造語のこと。
ハラスメント	人を困らせること。いやがらせのこと。
バリアフリー化	高齢者や障がいのある方が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くという考え方のこと。
パリ協定	平成27年（2015年）にフランス・パリで採択された国際機構条約で、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2度未満に抑え、1.5度未満を目指すことを目的とする条約のこと。世界約200か国が合意して成立した。

用語	説明
PHV	Plug-in Hybrid Vehicle (プラグインハイブリットビークル) の略で、ハイブリット自動車に電気自動車のような外部充電機能を付けた省エネに取り組んだ車のこと。
東三河広域連合	「東三河はひとつ」を合言葉に、平成 27 年東三河 8 市町村が連携し発足した特別地方公共団体のこと。構成市町村の自主・自立を尊重しつつ共通の理念と目的を掲げ、広域的な地域づくりを推進するための組織。
プライマリーバランス	社会保障や公共事業をはじめ、様々な行政サービスを提供するための経費を、税収等で賄えているかどうかを示す指標であり、国や地方公共団体の基礎的財政収支のことをいう。ここでは地方債を地方税で賄うことができているかを表している。
ふれあいトーク	身近なまちづくり施策に「市民皆さんの声」を収集し課題を共有するため、市長が地域へ出向き直接対話する取組みのこと。
<b>ま行</b>	
マニフェスト	国政選挙では政党が、地方選挙では候補者が政権獲得後に実施する政策を具体的に挙げ、実施時期と予算措置について明確に有権者に提示した文書のこと。
マネジメントサイクル	目標達成に向けて業務を効率的に進めるためのシステムのこと。
めざせ明日のまちづくり事業補助金	新城市が設定している、市民が主役のまちづくりの推進と地域の課題の解決を図るため、市民が自主的に行うまちづくり事業を支援するための補助金のこと。
メンタルヘルス	精神(的)健康、心の健康のこと。精神疾患からの回復だけではなく、社会・職場・家庭等の環境に適応できているか、いきいきと仕事ができているかといった意味合いも含む。
<b>や行</b>	
ヤングケアラー	一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子どもを指す。
<b>ら行</b>	
齢級	樹木の年齢を林齢と言い、林齢を 5 年単位でくり、森林の年齢を表現した単位のこと。森林に苗木を植えた年を 1 年生として、1～5 年生を「1 齢級」と数える。6～10 年生を「2 齢級」、11～15 年生を「3 齢級」のように表す。
レジリエント	復元力、回復力のこと。災害や予期せぬ事態など問題が発生したときに、柔軟に対処してすぐに立ち直ることができること。

用語	説明
<b>わ行</b>	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現された状態のこと。
ワーケーション	Work(仕事)と Vacation(休暇)を組み合わせた造語のこと。テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。
若者総合政策	平成 27 年 4 月 1 日に施行された新城市若者条例第 8 条に基づき、若者の思いや意見を形にし「若者が活躍でき、市民全員が元気に住み続けられ、世代のリレーができるまち」を実現するための政策のこと。

第2次新城市総合計画 中期基本計画  
令和5年3月

○発行 新城市

○編集 企画部 企画政策課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船 115 番地

TEL : 0536-23-1111 (代表)

FAX : 0536-23-2002

URL : [www.city.shinshiro.lg.jp](http://www.city.shinshiro.lg.jp)



